

対馬市告示第80号

令和4年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和4年5月31日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和4年6月14日（火）

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小島 徳重君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	黒田 昭雄君
初村 久藏君	

○6月15日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小島 徳重君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	黒田 昭雄君
初村 久藏君	

○6月16日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小島 徳重君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	黒田 昭雄君
初村 久藏君	

○6月17日に応招した議員

糸瀬 雅之君	神宮 保夫君
島居 真吾君	坂本 充弘君
伊原 徹君	入江 有紀君
船越 洋一君	脇本 啓喜君
春田 新一君	小島 徳重君
小田 昭人君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
黒田 昭雄君	初村 久藏君

○6月28日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小島 徳重君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	黒田 昭雄君
初村 久藏君	

○6月17日に応招しなかった議員

陶山荘太郎君

議事日程(第1号)

令和4年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度対馬市一般会計補正予算(第16号))
- 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号))
- 日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第13 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度対馬市一般会計補正予算(第2号))
- 日程第14 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第17 報告第1号 令和3年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第18 報告第2号 令和3年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 日程第19 報告第3号 令和3年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第20 議案第40号 令和4年度対馬市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第41号 令和4年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第42号 対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第43号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第44号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第45号 二級河川の指定変更について
- 日程第26 議案第46号 財産取得契約の締結について
- 日程第27 議案第47号 財産取得契約の締結について
- 日程第28 議案第48号 訴えの提起について
- 日程第29 議案第49号 ごみゼロアイランド対馬宣言について
- 日程第30 議案第50号 気候危機を回避して持続可能なしまの実現を目指す宣言について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第16号））
- 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））
- 日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号））

- 日程第13 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度対馬市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第14 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第15 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第16 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 報告第1号 令和3年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第18 報告第2号 令和3年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第3号 令和3年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第20 議案第40号 令和4年度対馬市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第41号 令和4年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第42号 対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第43号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第44号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第45号 二級河川の指定変更について
- 日程第26 議案第46号 財産取得契約の締結について
- 日程第27 議案第47号 財産取得契約の締結について
- 日程第28 議案第48号 訴えの提起について
- 日程第29 議案第49号 ごみゼロアイランド対馬宣言について
- 日程第30 議案第50号 気候危機を回避して持続可能なしまの実現を目指す宣言について

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 糸瀬 雅之君 | 2番 陶山荘太郎君 |
| 3番 神宮 保夫君 | 4番 島居 真吾君 |
| 5番 坂本 充弘君 | 6番 伊原 徹君 |
| 7番 入江 有紀君 | 8番 船越 洋一君 |
| 9番 脇本 啓喜君 | 10番 春田 新一君 |
| 11番 小島 徳重君 | 12番 小田 昭人君 |

13番 波田 政和君

14番 小宮 教義君

15番 上野洋次郎君

16番 大浦 孝司君

17番 作元 義文君

18番 黒田 昭雄君

19番 初村 久藏君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	勝見 一成君	次長	平間 博文君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	犬束 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	一宮 努君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	舎利倉政司君
福祉保険部長	國分 幸和君
健康づくり推進部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	内山 歩君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	松井 恵夫君
上対馬振興部長	阿比留 裕君
美津島行政サービスセンター所長	藤田 浩徳君
峰行政サービスセンター所長	居村 雅昭君

上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	二宮 照幸君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開会

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

ただいまから令和4年第2回対馬市議会定例会を開会します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場の換気のため、出入り口を開放して会議を運営することとします。

日程に入ります前に、5月1日付で中島教育長が就任されております。就任の挨拶の申出があつておりますので、これを受けます。教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） 皆様、おはようございます。このたび5月1日付で教育長を拝命いたしました中島です。どうぞよろしく願いいたします。

さきの定例会におきまして、議員の皆様にご同意をいただきましたことにお礼を申し上げます。

また、本日は、開会前の貴重な時間を頂戴し、挨拶の機会を与えていただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。教育行政の立場から、子供たちや市民の皆様にごどのように貢献できるだろうかと考えたとき、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、対馬市教育大綱には、その基本理念として、「ふるさと対馬を愛し、学び続ける人が育つまち」これをつくることが掲げられています。これを形あるものにすることが、私に与えられた使命だと考えております。

人口減少、子供の減少が続く本市において、持続可能な教育の実現を考えると、容易には解決できない課題が山積しております。市民の代表である議員の皆様お一人お一人の御指摘や御意見を真摯に受け止め、市長部局とも連携を図りながら、未解決の課題、そして、これから生じるであろう課題の解決に懸命に取り組んでまいります。

教育基本法第1条にあるように、教育は人格の完成を目指す崇高な取組でございます。私自身がそのことを常に意識し、教育長の職責を果たしてまいり所存でございます。

結びに、皆様の御指導及び御支援を切にお願いし、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（初村 久藏君） 次に、4月1日付をもって行われた市職員の人事異動により、部長等幹部職員の異動があつております。自席から自己紹介をさせます。市民生活部長、舎利倉政司君。

- 市民生活部長（舍利倉 政司君） おはようございます。4月1日より市民生活部長を拝命しております舍利倉でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、國分幸和君。
- 福祉保険部長（國分 幸和君） おはようございます。4月1日付で福祉保険部長を拝命いたしました國分幸和でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（初村 久藏君） 健康づくり推進部長、桐谷和孝君。
- 健康づくり推進部長（桐谷 和孝君） おはようございます。4月1日から健康づくり推進部長を拝命しております桐谷和孝でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（初村 久藏君） 建設部長、内山歩君。
- 建設部長（内山 歩君） おはようございます。4月1日付で建設部長を拝命しております内山歩と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（初村 久藏君） 総務課長、一宮努君。
- 総務課長（一宮 努君） おはようございます。4月1日から総務課長を拝命しております一宮努でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（初村 久藏君） 監査委員事務局長、志賀慶二君。
- 監査委員事務局長（志賀 慶二君） おはようございます。4月1日付で監査委員事務局長を拝命いたしました志賀慶二と申します。よろしくお願ひいたします。
- 議長（初村 久藏君） 会計管理者、二宮照幸君。
- 会計管理者（二宮 照幸君） おはようございます。4月1日付で会計管理者を拝命しました二宮照幸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（初村 久藏君） 中対馬振興部長、松井恵夫君。
- 中対馬振興部長（松井 恵夫君） おはようございます。4月1日付で中対馬振興部長を拝命いたしました松井恵夫でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（初村 久藏君） 上対馬振興部長、阿比留裕君。
- 上対馬振興部長（阿比留 裕君） おはようございます。同じく4月1日付で上対馬振興部長を拝命しました阿比留裕と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 議長（初村 久藏君） 美津島行政サービスセンター所長、藤田浩徳君。
- 美津島行政サービスセンター所長（藤田 浩徳君） おはようございます。4月1日付で美津島行政サービスセンター所長を拝命いたしました藤田浩徳でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（初村 久藏君） 峰行政サービスセンター所長、居村雅昭君。
- 峰行政サービスセンター所長（居村 雅昭君） おはようございます。4月1日付で峰行政サー

ビスセンター所長を拝命しました居村雅昭と申します。よろしく申し上げます。

○議長（初村 久藏君） それでは、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、作元義文君及び糸瀬雅之君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久藏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から6月28日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。会期は、本日から6月28日までの15日間と決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（初村 久藏君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

令和4年第1回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

次に、例年4月に開催されております九州市議会議長会の定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大により、書面会議による開催となりました。

なお、全国市議会議長会の各種表彰において、本市議会から、議員歴20年以上特別表彰で大浦孝司議員、議長歴4年以上一般表彰で小川廣康前議員、副議長歴4年以上一般表彰で上野洋次郎議員が表彰を受けております。

もう一点、報告をいたします。地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会の議決により指定された2割以内の工事請負変更契約の締結、3件の専決処分が報告がっております。タブレットに掲載しておりますので、御高覧ください。

以上で報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（初村 久藏君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。本日、ここに、令和4年第2回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、コロナウイルス感染状況は、感染者数が全国的に減少傾向にあるものの、長崎県では週平均で約300人の新規感染者が確認されており、依然として感染リスクは身の周りに潜んでいる状況であります。

市内においては、5月28日以降、新規感染者は確認されておりませんが、引き続き市民の皆様には状況に応じたマスクの着用、手指消毒、3密の回避、定期的な換気など、感染防止対策を徹底していただき、一人一人の慎重な行動で感染予防に御協力をお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種についてでございます。

6月5日現在の接種状況でございますが、12歳以上の2回目接種完了者2万4,170人のうち、3回目接種完了者は1万9,944人、接種率72.7%となっております。

なお、65歳以上の高齢者の接種率は83.9%となっております。

4回目接種は、重症化予防を目的として、60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他、重症化リスクが高いと医師が認める方で、3回目接種から5か月以上経過した方を対象に実施いたします。

接種方法は、3回目までの接種と同様に、医療機関での個別接種、公共施設等での集団接種、高齢者施設等での巡回接種でございます。

接種券の発送でございますが、60歳以上の方につきましては、3回目接種完了から5か月を経過した方から順次発送いたします。18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方等につきましては、接種の努力義務の対象から外れたため、接種券の発行申請が必要でございます。申請の方法につきましては、今月の広報つしまの折り込み、市ホームページ及び対馬ワクチンコールセンター等で御確認をお願いいたします。

個別接種及び集団接種は、現在、予約を開始しており、高齢者施設等での巡回接種は、6月下旬からを予定しております。

本市といたしましては、希望する方々への接種が9月末までに完了するよう、引き続き取り組んでまいります。

なお、接種に係る費用は、全額公費負担となっております。

接種は強制でなく、最終的には、あくまでも御本人が納得した上で接種を御判断いただきますようお願いいたします。

次に、3月に発生しました職員の公金横領に係る不祥事に対しましては、市民の皆様には御心配をおかけし、改めておわびを申し上げます。現在の状況は、警察において、刑事起訴に向けた捜

査段階でありますので、その状況と並行しながら未納となっている損害賠償金の請求に向けて手続を進めたいと考えております。その実行に向けて、本定例会で民事訴訟に向けた訴えの提起議案を提出させていただいておりますので、御審議いただきますようお願いいたします。

また、この職員の不祥事の関連で、国の交付金の一部が内示保留状態でありましたが、長崎県及び市議会等の御協力もいただき、国に協議を重ねた結果、交付金内示をいただくこととなりましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、3月定例会以降、本日までの主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、総務部関連でございますけれども、ロシアによるウクライナ侵攻については、長期化する戦闘により多くの避難民が発生しております。

対馬市としてもウクライナ避難民支援に向けた取組として、去る4月11日から来る9月26日まで、救援金の募金活動に取り組むこととしております。市内6庁舎に募金箱を設置し、募金された救援金については、日本赤十字社を通じ、ウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国等への救援活動を支援するために活用いただくこととしております。

今後は、ウクライナ避難民受入についても、長崎県等と情報共有、連携しながら、対馬市としても対応を検討していきたいと考えております。

次に、しまづくり推進部の関連でございますけれども、去る5月19日から22日にかけて、シダックス株式会社や明治大学自動運転社会総合研究所、日本ペイント株式会社などと共同で研究・開発を行っている自動運転車両の実証実験を上対馬町で実施いたしました。同車両は、道路上に特殊な塗料でラインを引き、車両に装備したセンサーで感知し、走行する仕組みであります。

今回の実証実験期間中、内閣府や国土交通省などの事業関係者や上対馬高校生をはじめとする市民皆様を含め、101名の方に体験試乗をしていただいております。車両の乗り心地や自動走行サービスに対する期待や改善点、安全性などについてアンケート調査を行うとともに、自動走行の正確性や塗料の耐久性等を検証いたしました。

現時点では部分的な自動運転であるレベル2の段階であるという点や法律による制限など、クリアすべき課題は多くございますが、今回のアンケート結果による市民ニーズや安全性をはじめとする検証結果を踏まえ、将来的な本格導入の可能性を検討してまいります。

次に、観光交流商工部の関連でございます。

令和4年4月30日に待望の対馬博物館が開館いたしました。対馬博物館は、令和元年7月に完成したI工区博物館ゾーンの収蔵庫に、旧長崎県対馬歴史民俗資料館の資料を移し、長崎県対馬歴史研究センターと博物館建設推進室が業務を開始しました。その後、令和2年2月にII工区交流ゾーンの建設を開始し、令和4年3月、1つの建物として竣工いたしました。

開館前日の4月29日には、駐福岡大韓民国総領事館のイ・ヒソプ総領事をはじめ約60人の御来賓を迎え、博物館エントランスホールにて開館記念式典を開催し、開館初日30日には約600人、5月8日までの連休期間中は約3,100人の来館者があっております。

今後は、対馬の魅力を国内外に発信し、来島者を対馬各所に誘導する情報発信の場として、また、来館者が自主的かつ主体的に学ぶことができる学習支援活動にも積極的に取り組み、対馬の豊かな自然、歴史、文化、芸術を未来に継承してまいります。

対馬博物館が「モノ・ヒト・コトのつながるところ」として活動する対馬の新しいランドマークとして、また、観光交流や生涯学習の拠点として成長するよう、積極的な取組を進めてまいります。

次に、農林水産部関連でございます。

5月21日、「第61回長崎県乾しいたけ品評会」が、対馬市交流センターで開催されました。品評会には、グラム物108点、箱物12点が出品され、最高賞の農林水産大臣賞は、上県町中山地区の緒方公洋さんが、「香信厚肉」箱物の部で受賞されました。

今年は1月から2月にかけて降水量が少ない年で、収量は今年の1割減となり、出品点数も若干減少しましたが、素晴らしい出品物が出展されており、見ごたえのある品評会となりました。

次に、建設部関連でございます。

市営住宅用地に係る中対馬病院跡地購入については、長崎県病院企業団及び対馬病院との協議を進めてまいりましたが、去る4月18日に長崎県病院企業団の米倉企業長、対馬病院の八坂院長と三者協議を行った上で、4月25日に土地売買に係る合意書を取り交わしております。

購入面積は1万1,891.62平方メートルで、購入金額は双方の土地鑑定評価の平均単価、1平方メートル当たり1万3,500円に購入面積を乗じた1億6,053万6,870円で購入することとしております。

つきましては、本定例会の議案である令和4年度対馬市一般会計補正予算（第3号）において、用地取得費を計上しており、補正予算成立後は、土地購入の事務手続を進めるとともに市営住宅雑知団地の建て替え事業の早期着手に向け準備を進めてまいります。

次に、対馬市立地適正化計画についてでございます。

この立地適正化計画の制度は、全国的な人口減少や高齢化を背景に、健全な生活環境を維持し、社会経済において持続可能な都市経営を目指すため、国がその対策として、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通等により生活利便施設等にアクセスできるなど、都市構造を見直す、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しているものです。

本市においても厳原都市計画区域の持続可能で効率的なまちづくりの実現に向け、令和2年度

から3年度にかけて対馬市立地適正化計画の策定に取り組んでまいりました。

計画策定には、市役所内部で構成する検討委員会や、関連する産業・教育・医療・福祉・交通・まちづくり・地域の関係団体により策定協議会を立ち上げ、また、対馬高校の生徒にも参画していただいております。

それぞれの視点で意見を伺い、まちのどんな所に課題を抱えているのかを整理した上で、20年から30年後の目指す都市の姿として、「対馬の循環を支え ほっとする出合いを育む城下町 いづはら」を将来のまちづくりの基本理念としたところであります。

厳原都市計画区域は、もともと限られた土地の中でコンパクトに構成されておりますが、立地適正化計画は、人口が減少しても、今ある身近なサービスが持続して受けられるように、安心して暮らせる一定の場所に居住を誘導するための措置を講じ、その中で人口密度を保ち、商業・医療などの必要な都市機能を維持していくために、居住と都市機能を誘導する区域を設定するものでございます。居住を誘導する区域を居住誘導区域、都市機能を誘導する区域を都市機能誘導区域として、このたび区域の素案を策定したところです。

今後、パブリックコメントや住民説明会、先ほどの策定協議会などに意見を伺った上で、都市計画審議会での承認手続きを経て、9月議会での報告、公表を予定しております。

次に、上対馬振興部の関連でございます。

去る4月30日、上対馬町鱈浦地区において、ひとつばたごイベント実行委員会主催による「ひとつばたご祭り」が、新型コロナウイルス感染予防対策を講じた中で、3年ぶりに開催されました。満開のヒトツバタゴの下、ウォーキングスタンプラリー、ステージイベントなどが行われ、約500人の来場者で久しぶりに、にぎわいを見せたイベントとなりました。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、関係団体、関係機関と連携して、安心・安全なイベントの開催に努めてまいります。

以上が、行政報告でございます。

本定例会において、御審議願います案件でございますが、予算、条例の一部改正に係る専決処分の承認案件8件、令和3年度一般会計継続費繰越計算書等報告3件、令和4年度一般会計等予算案件2件、条例の一部改正3件、二級河川の指定変更1件、財産取得契約の締結2件、訴えの提起1件、宣言の制定2件、合わせて22件の議案について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本会期中に追加議案として、工事請負契約の締結案件1件を上程する予定としております。併せて御審議くださいますようお願いいたします。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
総務文教常任委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） おはようございます。それでは総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和4年5月31日に、対馬市社会体育施設等の維持管理状況等について所管事務調査を行いました。

当日は、教育委員会事務局から八島教育部長、生涯学習課から梅野課長、安田主任、厳原地区生涯学習センターから釜山所長、美津島地区生涯学習センターから川辺所長、上対馬・上県地区生涯学習センターから原所長に出席をいただき、豊玉庁舎3階大会議室において説明を受けました。

対馬市内には体育館や野球場、テニスコートなど約30か所の社会体育施設があります。利用状況としましては、新型コロナウイルスの影響により利用者が減少している施設が多く、また、老朽化により使用休止している施設もあります。

平成30年度の利用者数は全体で約17万5,900人であったのに対し、令和2年度の利用者数は全体で約12万7,000人であり、27.8%の減となっております。合併以降、対馬市の人口は現時点で1万人以上減少しており、人口減少と少子高齢化に伴い、今後、施設の利用者数もさらに減少していくことが予想されます。

また、社会体育施設のほとんどは合併前に整備された施設で、25年から40年以上経過しており、多くの体育館で大なり小なりの雨漏りが発生しているとのことでした。施設の維持管理費には毎年多額の費用を要しており、今後、施設の老朽化により維持管理費はさらに増加していくことが考えられます。

昨今は競技スポーツと並んで、健康や生きがいづくりなどを目的としてスポーツを楽しむ生涯スポーツの重要性が高まっており、スポーツを取り巻く環境は変化してきています。また、スポーツ人口の高齢化、人口減少を見据えて、施設の長寿命化や統廃合、転用など、施設の適正な配置を検討する必要があると、昨年10月に市内のスポーツ団体、社会福祉協議会、老人クラブ等の外部委員で構成された体育施設適正配置及び利活用推進委員会が設置されました。

その中で、今後の社会体育施設の在り方について検討が進められており、今年度内に答申がなされるとの説明を受けました。委員からは、今後、社会体育施設の統廃合を進めながら、しかる

べき施設に予算を配分していくべきとの意見がありました。

また、改めて本委員会として市内の社会体育施設の現地視察を実施する予定としております。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 皆さん、改めましておはようございます。続きまして、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和4年4月22日、全委員出席の下、阿比留上対馬振興部長、原田上県行政サービスセンター所長、松村課長補佐、黒岩農林水産部長、日高農林しいたけ課長、園田主事に出席を求め、対馬市対州馬保存計画等と対馬あか牛の振興について所管事務調査を行いました。

まず、対州馬について、平成29年3月に策定された対馬市対州馬保存計画に基づき、現場で実施している対州馬保存について、目保呂ダム馬事公園の現地視察と意見交換を行いました。

対州馬を増頭するためには、長期的な遺伝的多様性を低下させないことが重要で、対州馬全体の血統管理を行い、繁殖適齢期の3歳から18歳にある個体を増やすため、活用個体と繁殖個体を明確にし、遺伝的多様性を十分考慮した上で、雄馬の去勢を行っていますとの説明を受けました。

調教師の小口さんは、ほかの日本在来馬種との差別化を図ることができる素地を持った馬なので、対州馬を国指定の文化財に登録できればとの思いを持っておられました。

対州馬保存計画について、対馬市対州馬保存計画の飼育環境整備及び利活用案の計画内容の説明、また、この計画をベースに対州馬の繁殖、対州馬の魅力とあそうベイパークが持つポテンシャルを生かした対州馬の活用を令和2年度から6年度までの5年間で重点的に推進するため、令和2年8月に策定した「あそうベイパークにおける対州馬活用推進計画」に基づくあそうベイパークにおける対州馬活用の方向性、対州馬の繁殖、あそうベイパークにおける対州馬を活用するエリア並びに対州馬を活用するための人材確保及び人材育成、対州馬の魅力の共有及び発信並びに施設等の整備に関する計画内容と、令和2年度、3年度に実施した事業実績、現状における対州馬飼育環境と人材確保に関する課題について説明がありました。

曳き馬料金は、目保呂ダム馬事公園で曳き馬料金を設定する際、本土の民間乗馬クラブにおいて、乗馬料金が1時間6,000円、40分5,000円が標準的な料金であったことから、5分500円に設定をしています。その後、令和元年10月の消費税改正に伴い520円となっています。

この料金の検討について、乗馬体験などの使用料は貴重な自主財源であり、市民と観光客の料金差を設けることで、対州馬飼育管理に係る財源確保が少なからずできます。

しかし、地方公共団体の動物園、植物園等の施設で市民と観光客との料金差を設けている例は、極めて少ない現状であります。

また、子育て世帯の負担軽減については、地元の子供達を含む全国の子供達に対州馬の魅力を感じてもらうことで、その保護者等が対州馬を含む対馬の良さをSNS等で拡散する可能性があることから、検討の余地がありますとの説明を受けました。

最後に、委員から、新たな助成事業の活用を検討してもらいたい。収益を増やすためにも、施設内に飲食を提供できる場所など、今後、検討する余地があるのではないかと。対州馬の活用については、保育園や学校など、対州馬との触れ合い体験を積極的に進めてほしい。また、あそうベイパークの多目的広場の一角を利用し、対州馬の飼育環境及び乗馬体験ルートの整備を進めたらよいのではないかと。対州馬運搬車を購入されるので、対馬博物館周辺の対州馬体験コースも関係部署と協議をされ、より多くの観光客に乗馬体験が可能な環境の整備を期待していますとの意見が出ました。

次に、対馬あか牛の振興について、居村憲昭氏所有の三根牛舎を視察いたしました。

経営者、居村憲昭氏、所在地、峰町三根、経営内容、牛舎2棟、堆肥舎1棟、繁殖雌牛11頭、飼料作物2ヘクタール、経歴、平成30年長崎県庁を退職後就農、家畜人工授精師免許の取得、認定農業者に認定、平成31年肉用牛新規参入施設整備事業実施、令和元年フレッシュ担い手育成事業実施、令和2年肉用牛多頭飼育施設整備事業実施、飼養頭数、平成30年度親牛7頭、子牛3頭、令和3年度親牛11頭、子牛7頭、今後の目標といたしまして親牛15頭、子牛12頭ほどに飼養頭数を拡大したいというお話でありました。また、対馬における畜産の課題、問題点も多くありますとの説明を受けたところであります。

対馬では、古くからあか牛が肉用牛として飼養され、アスパラガスなどと並んで島外出荷向け主要農畜産物となっています。対馬で家畜市が開催されていた平成23年10月までは、取引価格の低迷から飼養戸数、頭数とも減少していましたが、熊本県の家畜市場へ出荷するようになり、高値で安定した取引が行われ、平均販売価格は向上しています。また、1戸当たりの飼養頭数は、平成21年の4.6頭から令和3年は7.6頭と経営規模拡大するなど、明るい兆しが見えています。

市では、規模拡大に伴う牛舎の増築や飼料費の補助を行い、増頭に向けて支援を行っています。また、出荷や導入に係る負担を軽減する補助を行うことにより、離島での畜産農家の安定経営のための取組を進めてまいります。

対馬あか牛消費拡大PR事業について、現在、対馬では、熊本家畜市場に出荷し、熊本で肥育されたあか牛を対馬生まれのあか牛として枝肉の状態で仕入れ、島内の学校給食、農協、観光のイベントなどでPR活動を実施しています。対馬島内の飲食店でも気軽に対馬生まれのあか牛が食べられるよう支援を行うとともに、対馬あか牛の知名度アップ、単価向上を図ることで、対馬の子牛生産者の意識の向上及び生産量の増につながり、畜産農家全体の所得向上を目指します。

事業の実績といたしましては、令和2年度にふれあい処つしまで、あか牛1頭479.6キログラムをあか牛カレーとして提供いたしました。

肉用牛多頭飼育施設整備事業の取組について、平成29年から令和2年度まで8施設の牛舎・堆肥舎に1,140万2,000円の補助を行っています。

飼料などの輸送コストについて、平成28年から肉用牛出荷導入輸送事業を行っており、博多港から熊本間の陸送費、また対馬から壱岐間の海上輸送費の2分の1を助成しています。

また、平成29年から特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、対馬市離島輸送コスト助成事業も行っており、対馬から博多間の海上輸送費の10分の8を助成しています。との説明を受けました。

最後に委員から、飼料や地元で牧草を作ることに對しての助成、また耕作放棄地が多くあるので、農地中間管理機構と協議しながら、地元で飼料を作っていくことに取り組んでほしい。対馬における畜産者の課題や問題点にも目を向けて対処してほしい。との意見でした。

以上、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 委員長報告の中の対州馬の保存・活用について、二、三お尋ねをしたいと思います。

今、委員長報告の中で、飼育頭数を今後、増やしながら活用をしていきたいというような説明があったと思いますが、どれぐらいの数を増やす予定なのか。それから、そうなると施設の充実、それと世話をする人の確保、その人件費等が伴うと思うんですが、その辺りについて今回の調査で説明があっていたら、委員長のほうから説明していただければと思います。

そしてまた、その増やす中では今後の利活用ということがこれまでも言われてきていたけれども、保存が第一であるというようなことは今までも市長から説明があつたりもしましたけれども、活用しながら保存しなきゃいけないという考え方に立って、活用する場合には今、例とし

て幾らか説明もあったんですけど、まだ活用の幅があるんじゃないかなと思いますが、その辺りについても、もう少し説明で具体的なことがあっていればお願いをしたいと思います。

特に、あそうベイパークについては、いわゆる土地の利便性からいって今後ここでの活用は進められていくと思うのですが、その辺りについても説明があっていたらよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 小島議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、島内飼育頭数を増やすということでございました。将来的には、島内で70頭程度、島内外で140頭程度を飼育することを目指していると。財源的なことも考えると、規模的には島内70頭程度が妥当であろうという説明を受けております。

それから、質問ではなかったんですけど、飼育管理施設を分散し、増やしていくことは、人件費がかさむことから厳しいという説明も受けました。

それから、人材確保については、対州馬保存会において調教師資格を受験する者に対して、受験に必要な馬の借上げを助成する制度を設けているという説明も受けしております。

それから、今後の利活用についてでございます。対州馬の保存を最優先とするため実施できない可能性もあるが、滞在型観光資源として初午祭、それから曳き馬、ホーストレッキング、餌やり、ブラッシング体験、島内外の児童生徒を対象とした学習、これも林間学習、臨海学習、総合学習、島外における貸与・譲渡、そして療育乗馬、ホースセラピー、乗馬クラブなどへの貸与あるいは譲渡ということで、ファンの獲得として会員制度、命名権の販売、対馬市対州馬保存計画が示す利活用案の説明を受けたところでございます。

それから、目保呂ダム馬事公園の対州馬飼育員の人数についてでございますが、調教師が1名、月額会計年度任用職員、調教補助員が2名、これも月額会計年度任用職員、業務従事者2名、うち1名が日額会計年度任用職員となって、5名体制で対応しているという説明を受けました。ほかにあれば、またお願いします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 今の説明で大体概要が見えてきたんですけども、今後また委員会等でもこれを具体化するためには、いろんな部署にまたがりながら協議がされると思うんですが、その中で私、今、委員長報告の中にもありましたけれども、調教師さんが国の指定文化財まで高めていきたいというような報告があったんですけど、このことはとても大事なことだなあとと思います。

それで、世界中の馬の血統を調べていって、日本の在来馬の位置づけを世界的な調査で行われた結果、日本の在来馬は全て大陸、朝鮮半島を通して対馬に入ってきたことがもとで、ほかの日本各地の在来馬が広がってきたというような、いわゆる調査結果が出ています。

こちらは2年前の秋に朝日新聞が全国版に記事を書きましたよね。これはすごく貴重な記事だったと思います。これを私、上県の方の担当の方には新聞の切り抜きを渡したんですけども。そういうこともありますから、ぜひこのことは今回のこの報告を機会に調教師さんの願い、馬に関わっている人たちの願いがかなえるように市のほうもバックアップしていただけたらなあというふうな感想を持ちました。

それから、少し具体的な活用の場面のところで活用の例をいろいろ挙げられたんですが、子供たちの体験学習の場とかいろんなことで報告がありましたけれども、プラス私が思っているのは、これはお年寄りのいわゆるセラピーといいますか、そういうことの癒やしというのにも、ぜひ活用ができるような雰囲気をつくっていったらどうかなあと思います。

お年寄りの中には実際に対州馬と生活を共にされた方は結構おられます。その方々が年を取っていかれていろんな昔といいますか、若いときのことを思い出したときに、やはり馬の存在というのはすごく心のよりどころになると思います。

それで、施設等でも、いわゆる施設外にピクニックに行くとか遠足的なことで出られたりされますので、そういう折にあそびパークなり、あるいは途中、目保呂のほうに寄って、そういうようなことも活用の手段として可能かなと思いますので、また委員会等でも検討いただいて行政に提言いただけたらと思います。

それから、もう1点、委員長報告の中にもありましたけれども、子供たちの料金についてはこれまでも指摘がありましたよね。島外の方と島内の方との差別、料金を少し安くしてやったほうが活用できるんじゃないかということが今回も報告されましたので、それもぜひまた委員会等で実現に向けて取り組んでいただけたらと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 答弁はいいですか。

○議員（11番 小島 徳重君） はい。いいです。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） いろいろな質問と説明がありましたので、わかりづらいんですが、まず一番大事なことは調教師の小口さんは対州馬を国指定の文化財に登録をしたいという強い思いを持っておられまして、私たちが、ちょうどその現地視察の折に、早朝に子馬が産まれておりまして、もう立っていた状態なんですけど、血統の筋が後ろにきちんと入って、これが本当の対州馬だということがかわいがって、きちんと今からこの馬を育てていくというような強い気持

ちを持ってやっておられることに私は感心をしたところでございます。

それから、ほかにもいろいろ対州馬についてありますが、やはり、あそうベイパークについても今後、乗馬体験、今の道路状況を見ても、曳き馬をする状態のところをもう少し整備あるいは、ほかの場所に変えてしていくのもいいんじゃないかなというふうに私は思ったところであります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 質疑はありませんか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第7、国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。委員長、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） おはようございます。国境離島活性化推進特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、昨年の議員改選後、令和3年第2回定例会において、引き続き設置がなされ、これまでに2回の委員会を開催し、市長部局と協議を行いました。

また、私が会長を務めさせていただいております、長崎県5市2町で組織します長崎県国境離島市町議会連絡協議会を開催しておりますので、その協議内容についても併せて報告をさせていただきます。

まず、令和3年7月26日に比田勝市長及びしまづくり推進部の出席を求め、第1回目の委員会を開催し、本委員会の今後の重点取組事項の協議を行い、次の4項目を決定しております。

1つ目、ジェットフォイルの更新について。

2つ目、対馬空港滑走路の延長について。

3つ目、航路・航空路運賃低廉化の対象者拡大と有人国境離島法の延長について。

4つ目が、高速回線の整備支援についてであります。

その後、ジェットフォイルの更新について、運航会社——九州郵船とか川崎重工がありますが、協議の調整をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委員会の開催ができておりません。

次に、令和4年4月25日にしまづくり推進部、観光交流商工部の出席を求め、第2回目の委員会を開催し、対馬市の有人国境離島法関連予算（地域社会維持推進交付金）の実績及び計画についての説明及び意見交換を行いました。

令和3年度の実績であります。事業費ベースで運賃低廉化事業3億6,605万7,000円、

輸送コスト支援事業5億453万5,000円、雇用機会拡充事業3億1,058万5,000円、滞在型観光推進事業6,706万5,000円、合計の12億4,824万2,000円となっており、前年度と比較しますと、運賃低廉化事業において、コロナ禍の一定収束を見越して2億円ほど増加しております。

令和4年度の事業計画については、4月時点での要望額となりますが、運賃低廉化事業5億7,777万8,000円、輸送コスト支援事業5億928万8,000円、雇用機会拡充事業3億119万1,000円、滞在型観光推進事業8,012万2,000円、合計の14億6,837万9,000円となっております。

その中で、雇用機会拡充事業については、事業拡大（継続分）として21件、事業拡大（新規分）として13件、新規の創業1件、合計35件を採択し、89人の雇用を予定しているところであります。

次に、長崎県下の特定有人国境離島地域を有する5市2町の議長及び国境離島新法を所管する常任委員会または特別委員会で構成し、本市が事務局を務めております長崎県国境離島市町議会連絡協議会を5月11日に長崎市において開催し、本委員会より私と波田副委員長が参加をいたしました。

協議会では、各市町の取組状況について説明をいただき、今後の協議会としての活動計画について活発な協議を行いました。

平成29年4月に10年間の時限立法で施行されました国境離島新法によって各市町は多くの恩恵を受けておりますが、人口減少問題、雇用対策、離島がゆえの経済格差など多くの難題を抱えており、国境離島新法の延長及び拡充なくして島の活性化はあり得ないとの共通認識のもと、長崎県、国などへ要望・陳情等を行うものとして、重点項目として3項目を決定しております。

1つ、国境離島新法の延長について。

2つ、航路・航空路運賃低廉化の対象者拡大について。

3つ目、ジェットフォイルの更新に係る財政的支援について。

なお、ジェットフォイルの更新については、壱岐市と連携し、運航会社である九州郵船、建造会社などの協議を進めていくことも確認したところであります。

最後に、本委員会の今後の活動として、国境離島新法が誕生したときと同様に、まずは長崎県下の関係市町と連携しながら、長崎県が先導役となり、全国の有人国境離島地域の各自治体に働きかけていくこと。また、その実現に向けて国・県に対し、強く要望等を行ってまいります。

以上で、国境離島活性化推進特別委員会の報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（初村 久藏君） 日程第8、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 対馬市議会議長、初村久藏様。長崎県病院企業団議会議員、脇本啓喜。長崎県病院企業団議会議員報告書。

令和4年第1回長崎県病院企業団議会が令和4年3月30日、13時30分から長崎県庁1階大会議室で開催され、対馬市議会からは伊原議員と小職脇本が出席いたしました。その審議概要を報告いたします。

最初に、企業長から、前議会以降の重要項目についての報告と今定例議会に上程された議案について説明がなされました。

次に、島原市選出の永尾副議長及び対馬市選出の伊原議員の一般質問が行われました。

その後、提出された議案（条例議案4件、予算議案1件、企業長専決事項報告1件）の都合6議案が慎重に審議され、全議案賛成多数で可決されました。

さらに、その他議案外の8件について事務局より説明を受け、熱心な質疑応答あるいは協議が行われました。

最後に、木口利光議長が辞職され、壱岐市選出の市山茂議員が後任議長に選出されました。

以下、主に対馬地区に関係がある案件を中心に御報告申し上げます。

伊原議員一般質問概要。

企業団職員薬剤師の給与が、企業団の他の職種と比較しても民間薬剤師と比較しても低水準にあることを指摘し、処遇改善を強く要求されました。企業団からは、人材確保の観点からも実態をさらに調査し、薬剤師の定数確保に努める旨の答弁がありました。

議案審議概要。条例議案。

第1号議案〔長崎県病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例〕は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等について、第2号議案〔長崎県病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例〕は、デジタル庁設置法等の公布に伴う所要の改正を行うものです。

第3号議案〔長崎県病院企業団認定看護師育成研修費貸与条例の一部を改正する条例〕、第4号議案〔長崎県病院企業団診療看護師育成資金貸与条例の一部を改正する条例〕は、認定及び診療看護師資格取得促進のための所要の改正を行うものです。

第4号議案の診療看護師とは、看護師でありながら、ある一定の医療行為が可能となる資格で

あり、5年以上の看護師経験を経た後、大学院修士課程での医学教育を終了し、日本NP教育大学院協議会が実施するNP資格認定試験に合格した看護師です。病院企業団では、島原、上五島、壱岐、対馬の4基幹病院に各1名ずつ配置されています。

質問として、基幹病院よりも、医師がより不足している小規模病院や診療所に配置はできないか。

答弁としては、診療看護師の認知度が上がり、その活用が円滑に進むようになれば、基幹病院以外への配置も考えていきたい。

予算議案。

第5号議案〔令和4年度長崎県病院企業団病院事業会計予算〕収支予算の比較等については割愛いたします。

対馬病院関連予算で、対馬病院近接既存医師宿舎の隣に建設する新たな医師宿舎建設費3億2,800万円。

上対馬病院関連予算。地域医療連携システム「あじさいネット」加入費用約800万円。

企業長専決事項報告。

報告第1号〔令和3年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第4号）専決処分〕については、国から、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等の処遇改善を実施する方針が示されたことを受けて、対象職員の処遇改善（特別調整手当：月額4,000円）を実施するための専決処分です。

議案外審議概要。

郷診郷創の取組について。

「郷診郷創」とは、郷土の医療を守るためには、それぞれの地域の病院を受診していただくことで郷土の病院を守り育てることができ、郷土を創造できるとの考え方です。

県病院企業団では、平成29年度から令和3年度までの5か年計画で、各地域における圏域外受診の20%を圏域内受診に改善することを目標に取り組んできました。

令和3年8月までの実績は自治体によりばらつきがありますが、全体としての目標達成は難しいと思われまます。

企業長の冒頭挨拶の中の「離島では医療需要そのものが減少し」との表現に私は少し違和感を覚えるとし、以下の質問を行いました。

島民は「本土並み」を標榜するが、果たして「本土並み」の医療が離島で本当に必要とされている（提供されるべき）医療なのかを、島民がしっかり考えていく必要があると思う。確かに、企業団が想定している医療需要は減少しているかもしれないが、潜在的な需要を把握する場を設けることが求められていると思う。そうすることで、各地の病院で受診する割合を増加させるこ

とができるのではないかと。現状の取組について伺いたい。

これに対しての答弁が、DPCデータから、ある程度把握できています。DPCとは、この病名によって幾らという医療費が決まっている、そういう制度のことです。

ただし、対馬と壱岐は福岡へ行かれる人が多いので、非常に分かりにくい。離島でできる医療提供は離島でやっていくという意識づけをさせるため、データ提供はできます。とのお答えでした。

次に、病院建て替え・増築について。

上対馬病院は築36年が経過しており、令和6年度に耐用年数を迎えることから、人口予測等を考慮して、有床診療所化ではなく、病院として建て替えを検討しています。令和4年度当初予算に基本設計委託料99万円を計上しています。基本設計の前に議論するための前のたたき台と捉えてもらいたいということでした。

私のほうから、病院の新築移転は、まちづくりの観点からも大きな関心事です。市民協働で早い段階から、市民や利害関係者が新築・移転事業の協議に参加できるよう、まずは企業団から対馬市へ移転先選定の権限を早期に委譲いただきたいと。

答弁として、対馬病院建設同様、上対馬病院建設用地選定も対馬市に委譲する。地域住民に理解いただくことは非常に大切であり、当然、基本設計が終わってからではなく、ある程度の構想が出来上がった時点で地域の皆様にも御説明した上で、理解していただいた上で建設を進めさせていただきたいと。

そのほか、離島等医療連携ヘリ事業、養成医の現状、薬剤師不足等について、事務局から説明を受けました。

以上、令和4年第1回長崎県病院企業団議会報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 報告資料の3ページ、対馬病院関連予算、この中で、対馬病院近接既存医師宿舎の隣に建設する新たな医師宿舎建設費3億2,800万円、このことについてもう少し詳しく報告願います。詳細について。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 大浦議員の質問にお答え申し上げます。

そもそも、これは予算額だけ出ていたところを質問が出て、どういうものをつくろうとしているのかといった質問が出ました。それに対する答えがこれまでですので、これ以上詳しい説明は受けておりません。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 内容の説明がなかったから報告ができないというふうなことでしょうが、この書いている中身を見たら近接既存医師宿舎、これは現在、建っておる医療関係者の施設なんです、調べてみれば約35戸が入る構造となっております。

それで私は、医師という言葉が入っておりますが、これは全部医師が入っておるわけじゃなくて看護師と医師が35戸に入っており、なおかつ今回3億2,800万円の巨費を投じて医師の確保をするために宿舎を建設すると。説明がないから言えんじゃなくて常識的にこのことについては、説明の中で質問がなくても対馬市議会選出の病院企業団議会議員ならば当然そのチェックはするだろうと見て私は質問しているんですが、それでも答える必要がないということでありませうか。もう一回ちょっと確認を取ります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） この場では何を審議したかについてお答えすることになっていまして、審議していないものについてはお答えできません。詳しく知りたいということであれば、私のほうからでももう一度、企業団のほうへ詳しい資料を取り寄せたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私、企業団の議会の経験がございまして、随分いろいろな質問がありまして、自分の知つとる範囲では答えを出したつもりでございまして。

今回も、この会場に来る前に対馬病院の事務長に電話して、この3億2,800万円の医師の施設、どのようなことですかと確認を取りました。そうしますと、中身が研修医2名の2年サイクルみたいなことで、それらの方々に一応建てるんだというようなことが主体的な話でございました。

過去に対馬病院の先生が、深夜の患者の容体急変で緊急的に診療行為をやらなならんという事態が発生した中で、当時、いつはら病院にも勤務されていた先生です。当然、対馬病院の近くの宿舎におるものとして見ておったんですが、そうじゃなくて以前のいつはら病院で自分が借りた家、そこから緊急的に車で対馬病院へ向かったと。

ところが、不幸なことに検問がございまして、その現場で緊急的にそういう事件となったということで、とんでもないことが発生しました。これで最終的には病院の対応も全くできず、これはずうっと調べていって最後にはこの先生の身分がどうなるかという心配事まで入りまして、厚生労働省の中でこういう医師のそういうふうな問題があった場合の委員会みたいなものがございまして、免許剥奪までの審査があるような話でございました。

だから、私はこんなことでいいのかなあ、病院の医療関係の施設というのは35戸という数字

の中で看護師と医師がおるそうです。この分について不足があるならば、もう少し検討して10戸ほどの増設、これでは問題の解決にはならないのでありますが、取りあえず持家がない場合には、どういう施設であろうとアパートであろうと、自由であることと思います。

ただし、不幸なことに、たまたまお酒を飲んだと。タクシーは深夜、出ません。かといって、それを迎えに行く病院内の規定もございません。このところをよくよく考えてもらわないと、私は先生の、医師の資格を剥奪されるようなことがあっては大変ぞというようなことまで、そのときはあったんですよ。

もちろん、署名活動もいたしましたが、その中で、私は先ほど議員には対馬病院の現状をよくよく検討されて、企業団側にそういうふうなことをつないでほしいと、かように要望して質問を終わります。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 答弁は要りますか。

○議員（16番 大浦 孝司君） いや、いいですよ。（発言する者あり）要りません。

○議長（初村 久藏君） これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時35分からとします。

午前11時24分休憩

午前11時35分再開

○議長（初村 久藏君） 再開いたします。

日程第9. 承認第4号

○議長（初村 久藏君） 日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第16号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について御説明いたします。

本案は、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第16号）を、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等をはじめとする交付金の額の確定によるもの及び事務事業費の決定による財源調整等が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第16号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8億393万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ348億1,310万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから8ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費の補正は、10ページから13ページにかけての「第2表 繰越明許費補正」によるものとし、繰越明許費についての変更及び廃止をいたしております。

中対馬開発総合センター防水事業ほか34件の繰越額を変更し、対馬市CATV NAT装置改修事業ほか4件を廃止しております。

結果、繰越明許費は75件、総額32億1,749万6,000円となっております。

第3条、地方債の補正は、12ページ、13ページの「第3表 地方債補正」によるものでございます。事業費の決定等により変更し、起債限度額を34億2,510万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、18ページをお願いいたします。

1款・市税につきましては、法人税1,000万円、固定資産税2,000万円、たばこ税2,000万円を追加しております。

2款・地方譲与税から、22ページの12款・交通安全対策特別交付金まででございますが、交付額の確定によりそれぞれ追加、または減額をいたしております。

22ページをお願いいたします。11款・地方交付税につきましては、普通交付税を1億2,384万9,000円、特別交付税を3億4,778万4,000円追加し、補正後の普通交付税は131億2,999万9,000円、特別交付税は14億9,178万4,000円となっております。前年度と比較しますと、普通交付税が3億8,601万円の増、特別交付税が6,950万6,000円の増となっております。

24ページをお願いいたします。13款・分担金及び負担金、14款・使用料及び手数料、15款・国庫支出金及び28ページからの16款・県支出金につきましては、事業費の決定等に伴う負担金、補助金等の追加、減額等でございます。

34ページをお願いいたします。17款・財産収入につきましては、市有林の売払収入の増額が主なものでございます。

18款・寄附金でございますが、ふるさと納税964万6,000円の増額、ヤマネコ寄附金

136万5,000円の増額などを合わせまして、1,111万1,000円の追加となっております。

19款・繰入金でございますが、財源調整による財政調整基金及び減債基金繰入金の減額と事業費の決定による各基金からの繰入金をそれぞれ減額いたしております。

36ページをお願いいたします。21款・諸収入でございますが、長崎県病院企業団負担金に係る医療技術修学資金返還金の追加、県後期高齢者医療広域連合への派遣職員人件費負担金の計上が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。22款・市債でございますが、事業費の決定等により6,690万円を減額しております。

次に歳出についてでございますが、42ページをお願いいたします。

2款・総務費は、1項・総務管理費から50ページの5項・統計調査費まで、事業費の決定等による減額が主なものでございますが、1項・総務管理費、3目・財政管理費で減債基金積立金に1,419万2,000円を、過疎地域自立促進特別事業基金積立金に1億3,170万円を、庁舎建設基金積立金に3億円をそれぞれ追加し、46ページをお願いいたします。

7目・企画費で、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金積立金964万7,000円を追加しております。

50ページをお願いいたします。3款・民生費でございますが、1項・社会福祉費から54ページの3項・生活保護費まで、住民税非課税世帯等臨時特別給付金や各種扶助費や国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

56ページをお願いいたします。4款・衛生費でございますが、1項・保健衛生費は予防接種事業委託料及び健康増進事業委託料の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございますが、58ページをお願いいたします。

2項・清掃費につきましては、生ごみ等資源再利用業務委託料、海岸漂着物等地域対策推進業務委託料のほか、各施設の維持管理経費の減額が主なものでございます。

60ページをお願いいたします。6款・農林水産業費でございますが、1項・農業費は、そば生産出荷奨励事業補助金、有害鳥獣捕獲補助金、家畜導入事業資金供給事業補助金の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

2項・林業費は、62ページをお願いいたします。森林環境譲与税活用基金積立金1,764万7,000円、森・川・里・海環境保全再生基金積立金412万4,000円の追加のほか、しいたけ生産推進補助金、離島輸送コスト助成事業補助金の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

3款・水産業費は、64ページをお願いいたします。離島漁業再生支援交付金、活魚・鮮魚等輸送コスト助成事業補助金の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

68ページをお願いいたします。7款・商工費でございますが、寄附金の増額によるツシマヤマネコ基金積立金136万6,000円の追加のほか、地域社会維持推進交付金事業負担金の減額など、事業費の決定による減額が主なものでございます。

8款・土木費でございますが、2項・道路橋りょう費は事業費の決定等による減額が主なものでございます。

70ページをお願いいたします。4項・港湾費は、港湾県工事負担金、県海岸事業負担金の減額など事業費の決定等による減額が主なものでございます。

72ページをお願いいたします。6項・住宅費は、住宅改修工事の減額など、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

9款・消防費でございますが、1項・消防費は、消防施設整備工事の減額など事業費の決定等による減額が主なものでございます。

74ページをお願いいたします。10款・教育費でございますが、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

82ページをお願いいたします。11款・災害復旧費につきましても、事業費の決定等による減額が主なものでございます。

12款・公債費は、一時借入金利子の減額でございます。

なお、84ページから87ページにかけて、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市一般会計補正予算（第

16号)) について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(初村 久藏君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(初村 久藏君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

日程第10. 承認第5号

○議長(初村 久藏君) 日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、桐谷和孝君。

○健康づくり推進部長(桐谷 和孝君) ただいま議題となりました承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について御説明いたします。

本案は、令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号)を地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入のうち外来収入及び繰入金等の減額、歳出は施設管理費及び医業費の減額が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,612万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,146万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページをお願いいたします。

1款・診療収入、1項・外来収入を1,525万円減額しております。4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を2,724万3,000円減額しております。繰入金減額の主な理由といたしましては、歳出の施設管理費、医業費の減額によるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。1款・総務費、1項、1目・一般管理費は、診療所運営に係

る一般管理費を1,352万1,000円、2款・医業費、1項・医業費は1目・医業用機械器具費など2,260万7,000円の減額でございます。

なお、12ページから13ページにかけて、補正予算給与費明細書を添えておりますので御参照願います。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

日程第11. 承認第6号

日程第12. 承認第7号

○議長（初村 久藏君） 日程第11、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））及び日程第12、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号））の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、國分幸和君。

○福祉保険部長（國分 幸和君） ただいま一括議題となりました承認第6号及び承認第7号の専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について御説明いたします。

承認第6号、令和3年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び承認第7号、令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、それぞれ去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

まず、承認第6号、令和3年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、今回の補正予算は保険給付費の減額が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。令和3年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,377万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,421万4,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものについて御説明いたします。

歳入でございますが、予算書は8ページから11ページをお願いいたします。

1款、1項、1目・一般被保険者国民健康保険税は、3,926万8,000円の増額でございます。

3款、2項、4目・災害等臨時特別補助金は、473万9,000円の増額でございます。

4款、2項、1目・保険給付費等交付金は、3,398万9,000円の減額でございます。

6款・繰入金は、1項、1目・一般会計繰入金1,452万8,000円の減額、2項、1目・財政調整基金繰入金5,245万円の減額でございます。

8款・諸収入は、4項、1目・一般被保険者第三者納付金86万5,000円、3目・一般被保険者返納金229万1,000円、5目・雑入6万7,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費の1項、1目・一般管理費は、普通旅費の減額。2項・徴税費は、過誤納返還金及び還付加算金の不要見込みによる減額でございます。

2款・保険給付費の1項、3目・一般被保険者療養費は療養費の不要見込みによる減額でございます。7目・傷病手当金は手当の未申請による減額でございます。2項、1目・一般被保険者高額療養費は高額療養費の不要見込みによる減額でございます。4項・出産育児諸費は出産育児一時金の見込み数の減によるものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。3款・国民健康保険事業費納付金は、財源内訳の変更によるものでございます。

5 款、1 項・特定健康審査等事業費は、事業費の不要見込みによる減額でございます。なお、16 ページから 17 ページにかけて補正予算給与費明細書を掲載しておりますので、御参照お願いいたします。

続きまして、承認第7号、令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算は介護サービスの給付費、地域支援事業費の減額が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,958万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,067万円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページから11ページでございます。

1 款・保険料は、1 項・介護保険料2,679万8,000円の増額でございます。

3 款・国庫支出金は、介護給付費負担金108万4,000円の減額、調整交付金808万円の減額、地域支援事業費交付金の介護予防事業分1,102万1,000円の増額、包括的支援事業・任意事業分1,036万2,000円の減額及び介護保険災害等臨時特例補助金74万円の増額でございます。

4 款・支払基金交付金、5 款・県支出金及び7 款・繰入金は、それぞれ介護給付見込みによる減額でございます。

9 款・諸収入、介護予防支援事業収入は590万円の減額でございます。

次に歳出でございますが、12ページから15ページをお願いいたします。1 款、1 項・総務管理費は、人件費172万円の減額でございます。3 項・介護認定審査会費は、不要見込みによる減額でございます。

2 款・保険給付費は、介護サービス給付の不要見込みによる減額でございます。

8 款、1 項・介護予防・生活支援サービス事業費、2 項・一般介護予防事業費、3 項・包括的支援事業費・任意事業費及び4 項・その他諸費は、それぞれ不要見込みによる減額でございます。なお、16ページから19ページにかけて補正予算給与費明細書を掲載しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由とその内容説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い

いたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） コロナの影響で、かなり経済的にも困窮してらっしゃる方が増えて、もうこれは今年に始まったことではないんですが、始まっておりますが、厚労省のほうでも国保の減免等の、コロナ等による処置も設けてあるとは思いますが、これが対前年の所得しか比較対象となっていないので、今年度は逆にほとんどを減免措置が受けられるような人がなくなってくるのではないかとこのように考えられるんですが、その辺りの、国でもう決めていることですから、これを市独自で対前々年までということは無理かと思いますが、その辺り、もう国保税が払えなくなってくるような方々に対する準備とかそういうことについては、何か検討されていますでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、國分幸和君。

○福祉保険部長（國分 幸和君） 国保税の減免につきましては、当然、国の基準というものがござります。市独自でその対応ができるかどうかについては、今後、持ち返って検討させていただきます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） その他のいろんな新規事業のときとか、國分部長のところではなくて、しまづくりのほうでもいろいろ補助を出す基準で、対前々年の所得がどうこうと決まりがあるところがあると思います。市独自で対象を絞る際には、ぜひ対前年ではなくて、対前々年まで比較対象として、少しでもこのコロナで、もうコロナの前から対馬の場合は日韓関係の悪化から、特に観光業等は打撃を受けておりますので、対象が少しでも広がるような形で、前広にいつてそういう施策を打っていただきたいと思いますが、市長どのようにお考えでしょう。その辺り。これからますます厳しいところが出てくると思うんですけど、この国保税の減免以外にもですね。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今ですね、市独自でのというようなことでございすけども、議員もおっしゃられるように、やはり平成30年度の韓国人観光客の激減等から、観光業をはじめ、かなりの方が所得等が減額されてあるのではないかとこのように思っております。そういう中、先ほど議員おっしゃられるように、御心配をされてあるというふうに思いますが、ただこれが大方の基準が前年度との比較ということが持続化給付金とか、ほかの分につきましてもそのような形になっているわけございまして、これが果たして前々年度まで遡れるかということについては、ちょっとまた今後いろいろと調べてみないと分からないということもありますし、ただこれを、じゃ市で面倒を見ることできないかということについては、なかなか財源的には厳し

いのではないかというふうに感じているところであります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） ちょっと私の質問というか、しっかり伝わってなかったかもしれないです。国でそういうふうに決まっていることについては、もうなかなか法律を変えていかなければいけないでしょうし、取扱いを国のほうから変えてもらわなきゃいけないので、もちろん訴えていくことはしていただきたいんですが、その現場はこうなんだということを訴えていただくことは続けていただきたいんですが、そこは無理だろうから、何かそれでこぼれ落ちる、救い上げられない方々のために、何か市としても対策を打ってほしいということです。御理解いただきました。

○議長（初村 久藏君） 答弁いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

昼食休憩といたします。

再開を13時10分からといたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第13. 承認第8号

○議長（初村 久藏君） 日程第13、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度対馬市一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第2号）を、去る6月1日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症に係る事業の経費を計上するものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,265万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313億6,705万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、15款・国庫支出金、2項・国庫補助金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金3,119万9,000円及び、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金5,145万8,000円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途、参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

3款・民生費、1項・社会福祉費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金3,000万円及びシステム改修費119万9,000円を計上しております。

2項・児童福祉費は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業のうち、ひとり親世帯を対象とした給付金2,500万円、子育て世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金2,000万円及び給付に係る事務費645万8,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。

本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度対馬市一般会計補正予算（第2号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

日程第14. 承認第9号

日程第15. 承認第10号

○議長（初村 久藏君） 日程第14、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）及び日程第15、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、舎利倉政司君。

○市民生活部長（舎利倉 政司君） ただいま一括議題となりました承認第9号及び承認第10号につきましては、市民生活部所管でございますので、提案理由とその内容につきまして御説明申

し上げます。

承認第9号、対馬市税条例等の一部を改正する条例につきましては、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めますのでございます。

新旧対照表は、2ページから21ページを御参照願います。

今回の改正は、令和4年度税制改正大綱が閣議決定され、地方税法の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、対馬市税条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、まず個人住民税ですが、上場株式等に係る配分所得等の課税方式の見直しについて、今までは所得税と個人住民税で別々に申告することにより、異なる課税方式を選択できていましたが、申告の有無による不公平感の是正、申告手続の簡素化を図るため、今回の税制改正において異なる課税方式を選択できなくなる改正が行われたため、所要の規定整備を行うものであります。

次に、個人住民税における公的年金等控除額及び扶養控除の判定には、退職所得金額を含めない合計所得金額が必要であります。現行制度では退職所得を把握することが困難であるため、次の改正を併せて行うものであります。

改正の内容としましては、個人住民税における合計所得金額において、公的年金等控除額の算定基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除額等と同様に、退職所得を含まない合計所得金額を用いることとする改正、給与所得者の扶養親族申告書及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職所得を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名などを記載して申告することとするなどの措置を講じて退職所得が把握できるように改正が行われており、所要の規定整備を行うものであります。

また、住宅ローン控除の見直しについて、現行制度の期限が令和7年度まで延長されており、控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%に改正されております。

次に、固定資産税ですが、改正民法により不動産登記法が改正され、登記簿に登記される事項が新たに追加されること等に伴い、固定資産税に係る登記所から市町村への通達事項の拡大等が図られます。

改正法では、「地方税法の固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付規則について、当該証明書に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に被害を及ぼす恐れがあると認められる場合、その他当該証明書を交付することが適当でない認められる場合には、当該証明書に総務省令で定める措置を講じたものを交付することができる」との条文が加わりました。これにより、市が納税証明書の交付等をする際に、DV被害者等の登記簿

上の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項の記載が追加されることに伴う改正となります。

また、省エネ改修を行った住宅に対する固定資産税の減免措置に対する期限の2年延長と、工事費等の要件が改正されたことによる見直しとなっております。

なお、土地に係る負担調整措置についても見直しがあり、地価が一定以上上昇した商業地等の税額の上昇幅を、景気回復に万全を期すため、現行の加算割合5%を令和4年度限りの措置として2.5%に緩和する措置に伴う所要の規定整備を行うものであります。

今回の改正では、併せて規則につきましても所要の改正を行っております。

なお、附則で、施行期日を令和4年4月1日といたしておりますが、各号に関わる規定は、当該各号に定める施行期日を定めております。

続きまして、承認第10号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるとでございます。

新旧対照表は、22ページから24ページを御参照願います。

今回の改正は、令和4年度税制改正大綱が閣議決定され、地方税法の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、対馬市国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円へ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円へ引き上げられたことによる賦課限度額の見直しを行うものであります。

なお、附則で、施行期日を令和4年4月1日といたしております。

以上で、承認第9号及び承認第10号につきまして、提案理由とその内容説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。

2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

日程第16. 承認第11号

○議長（初村 久藏君） 日程第16、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、國分幸和君。

○福祉保険部長（國分 幸和君） ただいま議題となりました承認第11号の専決処分の承認を求めることにつきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

承認第11号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

新旧対照表の25ページから26ページを御覧願います。

承認第11号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例の改正内容でございますが、第10条第1項中、現行の介護保険料の減免規定では、天災及び収入が著しく減少した第1号被保険者及びその属する世帯を減免する規定を定めており、その他の特別な事情に対する減免規定がなく、そのことに対応するため、新たに第5号を追加しようとするものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減額措置が改正されたことにより、規定を改正するものでございます。

なお、附則において、令和4年4月1日から施行し、適用することといたしております。

以上、承認第11号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

承認第11号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市介護保険条例の一部を改正する条例）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

日程第17. 報告第1号

日程第18. 報告第2号

日程第19. 報告第3号

○議長（初村 久藏君） 日程第17、報告第1号、令和3年度対馬市一般会計継続費繰越計算書についてから日程第19、報告第3号、令和3年度対馬市水道事業会計繰越計算書についてまでの3件を一括議題とします。

各案について報告を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました報告第1号並びに報告第2号は、総務部の所管でございますので、続けて御説明いたします。

まず、報告第1号、令和3年度対馬市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、令和3年度までに一般会計予算で継続費の議決をいただきました湯多里ランドつしま

機械設備改修事業、市道目保呂ダム支線道路災害復旧事業につきまして、議案書30ページに記載いたしておりますとおり、それぞれ2,700万円、5億16万500円を、令和3年度対馬市一般会計継続費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、報告第2号、令和3年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、令和3年度中に一般会計予算で繰越明許費の議決をいただきました議案書32ページから35ページに記載しております75件の事業32億1,748万6,155円を、令和3年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越すものであります。

なお、翌年度繰越額につきましては、さきに議決をいただきました範囲内で繰越しをいたしております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案のうち、報告第3号、令和3年度対馬市水道事業会計繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

議案書37ページをお願いいたします。令和3年度対馬市水道事業会計の建設改良費を翌年度に繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり議会に報告するものでございます。

議案書38、39ページに記載しております5件の事業5,833万700円を、令和3年度対馬市水道事業会計繰越計算書のとおり翌年度に繰り越すものでございます。

繰越し理由でございますが、東地区簡易水道改良事業、千馬第一ポンプ場送水ポンプ取替工事及び浅藻浄水場送水ポンプ取替工事につきましては、コロナ禍で機器及びポンプなどの製造工程の遅延、中西部地区地下水源開発事業は、掘削箇所を選定及び地権者との調整に不測の日数を要したこと、一般国道382号水道管仮設工事は、長崎県施工の橋梁整備工事に対する水道管移設補償工事でございますが、県工事が翌年度に繰り越しされたため、年度内完成が困難となり、繰越しとなったものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号から報告第3号までの報告を終わります。

日程第20. 議案第40号

○議長（初村 久藏君） 日程第20、議案第40号、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第40号、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第3号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策及び経済対策事業費の計上、自治体オンライン手続推進事業費の計上、国庫補助の内示によります道路新設改良事業費の増額、住宅建設事業費の増額などが主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。令和4年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,963万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億4,669万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表 地方債補正」によるものとし、地方債の限度額を36億3,120万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

10ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税1億7,845万1,000円を追加しております。

15款・国庫支出金1項国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る負担金の追加により、5,134万2,000円の増額となっております。

2項・国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の計上及び追加、デジタル基盤改革支援補助金の追加、社会資本整備総合交付金の追加などにより、4億163万5,000円の増額となっております。

16款・県支出金、2項・県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の追加などにより、3,164万2,000円の増額となっております。

12ページをお願いいたします。18款・寄附金は、博物館への指定寄附金500万円を追加しております。

19款・繰入金は、振興基金繰入金6,300万円、教育施設整備基金繰入金500万円、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金100万円をそれぞれ追加しております。

21款・諸収入、5項・雑入は、国家賠償法第1条第2項に基づく損害賠償求償金の追加などにより、5,966万8,000円の増額となっております。

22款・市債は、国庫補助の内示に伴う道路新設改良事業費の増額や、住宅建設事業費の増額などによりまして、8,290万円の増額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途、参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

14ページをお願いいたします。2款・総務費、1項・総務管理費でございますが、1目・一般管理費は、行政手続オンライン申請管理システム導入業務委託料2,035万円の計上、7目・企画費は、CATV設備に係る修繕料、施設改修工事費及び設計監理費などを合わせて6,391万7,000円の追加、雇用機会拡充支援事業補助金3,645万6,000円の増額が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。4款・衛生費、1項・保健衛生費は、新型コロナウイルス感染予防のための消耗品費、備品購入費、施設改修費の追加や、4回目のワクチン接種経費などを合わせまして、1億2,033万8,000円の増額でございます。

20ページをお願いいたします。6款・農林水産業費、2項・林業費は、林業専用道開設事業予算の組替えと国庫補助の内示による林道開設事業費の増額などにより、202万6,000円の増額でございます。

3項・水産業費は、漁業用燃油高騰対策事業補助金1億2,000万円の増額が主なものでございます。

7款・商工費、1項・商工費でございますが、2目・商工振興費は、キャッシュレス決済促進経済対策事業委託料6,000万円の計上、3目・観光費は、観光パンフレット刷新事業委託料に528万円の計上、22ページをお願いいたします。あそうベイパーク整備計画委託料に550万円の計上、対馬産品販売強化事業委託料に1,532万6,000円の計上、博物館駐車場用地の購入費と測量設計費を合わせて2,945万6,000円の計上が主なものでございます。

8款・土木費でございますが、2項・道路橋りょう費は、国庫補助の内示によります道路新設改良費6,000万円の増額が主なものでございます。

6項・住宅費は、国庫補助の内示によります市営住宅改修工事1億1,705万円の増額と、住宅用地購入費用1億6,053万7,000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。10款・教育費は、1項・教育総務費で、学校閉校に伴う行事等に関する補助金76万円の計上、2項・小学校費で、学校改修工事費と設計監理費564万5,000円の追加、学校備品購入費273万円の追加が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。5項・社会教育費は、1目・社会教育総務費で、社会教育振興費補助金100万円の追加、4目・博物館費で、博物館備品購入費500万円の追加が主なものでございます。

なお、28ページ、29ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 歳入の21款の諸収入の雑入、これが金額が何ぼですかね。5,966万1,000円。これ、この横のほうに損害賠償……。何ていうんですかね、これは。これはあれですかね。横領された6,000万円ですもんですかね。そうですね。この6,000万円は、まだ今の段階では裁判等もされてないわけですが、そして、以前の報告の中で、個人の財産も非常に少ないというふうな報告もお聞きしましたが、雑入で入ってくるっていうことは、どっから入ってくるんですかね、この6,000万円は。それだけ。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

今、小宮議員さんおっしゃいましたように、今、不祥事で国家賠償法のお話をさせていただいておりますけれども、国家賠償法第1条第2項で求償をいたしております対馬観光活性化協議会の公金を横領いたしました元市の職員、こちら当事者のほうにその金額を請求をしておる、その金額でございます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 要するに、これが今回入るとるけれども、今回この金が返ってくるわけですか、雑入として、本人から。先ほどのこの難しい字は「求償金」っていうんですかね。今回は、これから裁判を起こすというお話も市長もされておられましたが、まだ金額の確定もされてませんよね。なのに、こうして入ってくるわけですから、もう本人が財産あれば別としても、でも、どうなんですか。今の段階で本人の財産の差押え、これはどのような形になります。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 市長の申しましたように、この後、訴えの提起ということでお諮りをさせていただきますけれども、お諮りさせていただいたところで、民事訴訟を起こそうということになっております。今後、その当事者の財産等につきましては、民事裁判で判決が

下って、それからの財産等の調査ということになりますので、現状では金額は確認できません。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） これから裁判されるでしょうけども、事件が始まってから、まだ僅かじゃないですか。裁判の流れもありますよね。ある程度、金額が確立をされたときに、例えば、年度が変わってもいいじゃないですか。ある程度の金額の確立というのは、裁判をすることであれば、また費用も加算されるかもしれないし、そういうふうな形である程度確立をされた時点で、入ってくるかどうか分かりませんが、金額の位置づけはされたほうがいいと思いますよ。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。15番、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） 参考資料の最後のページ、7ページですね。漁業燃油高騰対策事業について少し確認したいと思いますけども、今回1億2,000万、リッター当たり10円補助をしていただくということになっておりますけども、3月の定例会で今年の当初予算で、リッター5円ということもしております。認識として、その5円プラス10円ということで、15円という認識でよいのかどうか、その一点と、この補正が通ったときには、4月に遡って実施時期はしていただけるのか、その2点を少し確認願います。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、黒岩慶有君。

○農林水産部長（黒岩 慶有君） お答えいたします。

当初予算の5円、そして、今回の10円で、合計15円でいいのかという御質問でございますが、今、私どもが考えているのは、今回のコロナ予算の12億分のリッター10円ということを考えております。

それで、4月に遡ってできるのかということでございますが、支払いは四半期ごとに支払っておりますので、4・5・6月分を7月に支払うということで、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 15番、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） 今の説明では、4月に遡ってまずやると。そのことはいいんですけども、4月で当初予算で市独自に5円やりますと。今回は1億2,000万は、はっきり言って、全額国のお金なんでしょう。普通そう考えて、そのところはもう大変、部長も分かっているとおり、今、燃油が高い。はっきり言って、特にイカ釣り漁ですね。実は、採算ラインが、普通、私たちいつも言うけど60円が限度なんです。今、各地で多分110円ぐらいですかね、

売単価が。これじゃはっきりやっついていかれんわけですよ。今回1億2,000万を使って、4月の分は差し引いて6,000万にするということは、少し、もう少し漁業者の立場になって、やっぱり5円プラス10円というような、今回は15円というような感じでどうなんですかね。大変きつい漁師さんの気持ちを分かっていたいただきたいと思うんですけど、そのところをもう少し考える余地はありませんか。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、黒岩慶有君。

○農林水産部長（黒岩 慶有君） 上野議員のお気持ちはよく理解できると思いますが、昨年度の実績から見ますと、燃油価格は確かに上昇はしてるんですけども、国の激変緩和策がございまして、リッター当たり25円、昨年、支援がありました。それと、セーフティネットが発動されまして、税抜きではございますけども、リッター当たり70円から80円で推移をしてるという現状がございまして、市の補助もリッター5円ということで助成をさせていただいたところでございます。

本年度は、さらに国のこの激変対策が35円まで引き上げられ、さらにそれを超える分は、また半分は助成されるといった措置もございまして、市の規定でいきますと、本来5円、本年度も5円の予定になるんですが、先ほどから言われますように、コロナの影響で漁業者の財政的体力が落ちている、そういう状況の中にあって、市としましても、満額の10円、一律10円ということで漁業者の支援をしていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 15番、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） 最後になりますけども、今、部長が言われるとおおり、本当は漁連の単価が129円なんですよ。今、国が37円30銭。それを引いて、今、漁連の単価は約92円なんですよ。今後、4・5・6のセーフティネットが幾らになるのか、今のところまだ分かりませんので、これ以上は言いませんけども、何とか、私はもう、5円と10円で15円にしてあげたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、このことはもうこれで終わりますけれども、審査が産建ですかね。その中でやっぱりいろいろ審査をしてもらいたいと思っておりますので、委員長、よろしく願います。

終わります。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をします。

日程第21. 議案第41号

○議長（初村 久藏君） 日程第21、議案第41号、令和4年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、桐谷和孝君。

○健康づくり推進部長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました議案第41号、令和4年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由と内容について御説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナワクチン4回目接種に係る委託料の計上が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和4年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,051万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページをお願いいたします。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を66万円追加するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款・総務費、1項・施設管理費、1目・一般管理費、12節・委託料は、新型コロナワクチン接種事業委託料を56万1,000円計上いたしております。

なお、10ページから11ページにかけて補正予算給与費明細書を添えておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第41号、令和4年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を2時15分からとします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第22. 議案第42号

○議長（初村 久藏君） 日程第22、議案第42号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第42号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は41ページ、新旧対照表は27ページでございます。

今回の改正は、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条に、普通財産の無償貸付または減額貸付について定めておりますが、教育施設跡において、地域の活性化等に寄与する事業を行う場合は、貸付料の全部または一部を免除するための条文を、第3号で追加するものでございます。

現在、教育施設跡を貸し付ける場合の貸付料につきましては、同条例の規定に基づき算定いた

しますが、高額な貸付料となるため利活用が進まず、老朽化が進行し、最終的には多額な費用を要する解体除去を待つだけとなっております。

教育施設跡につきましては、対馬市教育施設跡利用に関する基本方針に基づき、産業の振興、社会福祉の向上、地域の雇用創出、地域社会への貢献、その他地域の活性化に著しく寄与すると認められるものについて貸付けを決定するため、今回の改正により、民間事業者においても積極的な利活用を促進することで、通常の維持管理・点検がなされ、資産価値の維持及び施設の長寿命化につながるものと考えております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以降に契約を締結した普通財産の無償貸付及び減額貸付について適用することとしております。

以上で、議案第42号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 廃校の利活用を進めようという姿勢はすごく高く評価したいと思います。

ただ、この減額とか、全額免除をする理由がちょっとどうなのかなと思っています。今、廃校利用が進んでない原因については、これは、第1が、その使用料とか、そういうものが高いからというふうにお考えなのでしょうか。ほかに何か原因があるとは考えていらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） お答えします。施設の利用料が高いということが、この廃校利活用が一番のネックだとは思ってはおりません。それは対馬の地理的条件であったりとか、そういったものも多分にあるとは思いますが。

ただし、その大きなネックが幾つかある中の、どうしても施設面積が大きいということで利用料が高額になる。そういうのはやっぱり大きなネックの一つではないのかなというふうに思っております。そこを、今回、条例可決いただくことによって、これまで事務手続にも一定の期間がかかっていたものが、ホームページ等で、廃校の利活用を一括して随時募集するとか、そういったことによって企業やそういったところのPRにもつながって、廃校利活用も進むことにつながるのではなかろうかということを考えております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） いろんなネックがあるというふうには把握していらっしゃるようですが、私、一番の原因は全くこういうものに対して、不動産を所有しているものに対してデジ

タル化が進んでいないことが一番だと僕は思ってます。

ホームページにも何にも、この学校の構造がどういう構造で、どれだけの年数がたっているもので、それで設計図もない。校庭の広さも示していない。お店に行って商品が置いてなくて、何で商品が売れると思いますか。まずは、そういうものをきちっと、ここから進めていこうというものだけでもデジタル化を早くやって、今、ホームページに載せると言いましたけど、ホームページにも載せることができないじゃないですか。青焼きのまんまで載せるんですか。まず、そういうものからきちっと整理していくことが重要だと思います。この点についてもしっかりとやって、で、ホームページに出して、そして、金額等も高いから借りてくれないんだろうという、今、答弁だったと思うんです。手を挙げる人がいないんですから、高いと思いますか、安いと思いますかと聞いても、答える人もいないでしょう。ですから、高いだろうと思うというお答えしかできないんじゃないでしょうか。

まずは、たくさん手を挙げてもらえる、そういう環境づくりにも取り組んでいただくことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 今、廃校がたくさんある中で、耐震基準後に建設された建物、比較的新しいものです。これが8校ございますので、まず、これについては外観写真、内観写真、築年数、施設規模、そういったものについては整理をして、ホームページにアップするときには、そこら辺の整理はきちんとしたもので公募をかけたというふうには考えております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） ぜひ早急に取り組まれて、少しでも対馬の財政に寄与できるように取り組んでいただければと思います。

それと、もう一点確認なんですが、この減免等についての適用は、今やっている事業には適用しないということですのでよろしいですね、ここに書いてあることからすると。今やっている事業に対して、その事業をやっている人がまた違う事業をやるときにも、減免の申請があったときには、これは対象となるのでしょうか。それとも、今、全く手をつけられてない廃校利用とか、そういうところに手を挙げた方だけに適用になるのでしょうか。ここについて答弁をお願いします。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 可決いただいた後ですけども、公布の日以降に新たに契約をするものとしておりますので、今、既に使われているもの、例えば佐護小学校とか、そういったものについては、今、佐護小につきましては令和2年から5年間無償ということで、これは令和2年の9月定例会で、この場で議決をいただいておりますので、その分については5年間の無償がありますので、その後、更新手続をするよとなったときには、この新たな条例と照らし合

わせた対応で行きたいというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） この廃校となったところの貸付けを認められた方が施設の管理者になるわけです。地域によって違うかもしれないんですけども、廃校になったところが避難所となっているところがあります。で、地域によっては、その学校の跡しか安全な避難所がないところもありますので、そこの兼ね合いをよく考えてこの選定については行ってほしいと思います。

○議長（初村 久藏君） 答弁はいいんですか。しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 当然、避難所という指定を受けている施設であれば、そこら辺を考慮して取り扱うということで、同じ市役所の中の仕事になりますので、きちんと対応していきたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第42号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第43号

○議長（初村 久藏君） 日程第23、議案第43号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、八島誠治君。

○教育部長（八島 誠治君） ただいま議題となりました議案第43号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例は、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由について御説明

させていただきます。

新旧対照表の28ページをお開きください。

今回の改正は、豊玉町の対馬市立乙宮小学校を豊玉小学校へ統合することについて、保護者の同意並びに関係地区との合意を交わすことができましたので、統合を行うための所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の傍線部分が改正部分でございますが、別表第1の1、小学校の表中、対馬市立乙宮小学校の項を削るものでございます。このことにより、令和5年度における学校数は小学校16校、中学校は11校となります。

今後は、児童生徒の交流事業等を行いながら、スムーズな統合ができるよう努めてまいりたいと思います。

なお、附則で施行期日を令和5年4月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第43号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第44号

○議長（初村 久藏君） 日程第24、議案第44号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） ただいま議題となりました議案第44号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表、29ページ、30ページを御覧ください。

今回の改正は、豊玉町仁位51番地1に位置する神話の里自然公園のキャンプ施設において、増設したコテージ2棟の使用に伴う料金等を新たに設定するもので、同条例、別表第2の神話の里自然公園の部、コテージ（2人）の項の次に、コテージ（2人・増設棟）、1棟、1日4,000円の項を追加、及び、コテージエアコン（増設棟）1台、1時間100円の項を追加しようとするものでございます。

本案は、平成29年度に作成した中対馬未来づくりアクションプランに基づき整備したコテージを活用し、交流人口の拡大を推進しようとするものでございます。

なお、附則で施行期日を令和4年7月1日としております。

以上、簡単でございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第25. 議案第45号

○議長（初村 久藏君） 日程第25、議案第45号、二級河川の指定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま議題となりました議案第45号、二級河川の指定変更についての提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書47ページをお願いいたします。

本議案は、長崎県が事業主体で整備を進めております二級河川、舟志川河川改修事業に伴う二級河川の指定変更について、異議のない旨、長崎県知事に意見を述べたく、河川法第5条第5項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定区間の位置につきましては、議案書49ページの位置図に青色で表示している部分の対馬市上対馬町琴字大木庭、長川橋下流端から海に至るまでの区間で、河道変更による区間延長は

6,468メートルでございます。

河道変更の詳細につきましては、議案書50ページの平面図を御参照ください。

なお、赤色で表示している旧河川区間519メートルにつきましては、普通河川として本市が管理してまいります。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第45号、二級河川の指定変更について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第46号

日程第27. 議案第47号

○議長（初村 久藏君） 日程第26、議案第46号及び日程第27、議案第47号、財産取得契約の締結についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） ただいま一括議題となりました議案第46号及び第47号は消防本部所管となりますので、その提案理由と内容を御説明いたします。

本2議案は、いずれも消防車両の更新配備に係る財産取得契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず初めに、議案第46号について、その内容を御説明いたします。

議案書の51ページをお願いいたします。参考資料を52ページに添付しておりますので、御参照願います。

本案は、消防署北部支所に配備している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、更新配備をしようとするものでございます。

入札につきましては、去る5月17日に20者による指名競争入札を執行しましたところ、15者の辞退があり、参加5者による入札を実施した結果、福岡県福岡市博多区東那珂1丁目18番6号、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役 合家崇氏が、5,390万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した5,929万円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を5月20日に締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

今回購入します車両は、通常装備している消火機能のほか、600リットルの水タンクを積載し、水利がない場所での初期消火を可能としました。

また、特殊な救助資機材や、それに伴う個人装備品なども積載し、北部支所管内で発生する火災事案での消火活動をはじめとして、火災や車両事故などにおける救助・救出活動にも効果的に運用できる仕様とし、対馬北部地域における消防機動力の強化を図ろうとするものでございます。

なお、このように多目的に運用できる資機材を搭載したことや、有効活用できるよう特殊な艤装費用も生じたため、次の議案第47号で説明します標準的な消火機能のみの仕様としているその車両と比較しますと、高額となっております。

次に、議案第47号について、その内容を御説明いたします。

議案書の53ページをお願いいたします。参考資料を54ページに添付しておりますので、御参照願います。

本案は、上対馬町比田勝の上対馬第6分団に配備している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、最新の消火機能と機器を搭載した同車両を更新配備し、上対馬地区における消防機動力の維持・向上を図ろうとするものでございます。

なお、本車両は、普通自動車免許取得者で運転が可能となるよう、車両総重量3.5トン未満の仕様といたしております。

入札につきましては、こちらも去る5月17日、20者による指名競争入札を執行しましたところ、17者の辞退があり、参加3者による入札を実施した結果、同じく福岡県福岡市博多区東那珂1丁目18番6号、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役 合家崇氏が、1,830万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した2,013万円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を5月20日に締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 消防長にちょっとお尋ねします。

私の知る限りでは、落札者がいつもこのヤナセさんみたいに認識しているわけですが、この入札が15者とか20者、一応あると。しかしながら、最終5者とか3者になると。何か毎回聞くわけですけど、九州には、この消防車両を造りきるのはこの会社しかいてないんですか。そこをちょっと1点だけ教えてください。

○議長（初村 久藏君） 消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） 質問にお答えいたします。

波田議員おっしゃられるとおり、落札者が現在のところ、このヤナセファイテックさんが、上程案件については落札をほぼされているような状況でございますけども、今、入札資格を持ってある業者さんの中で、製作ができるのは、この会社ともう一者と認識をしております。

で、その代理店もございますので、この入札の執行に入ってこられるというふうに認識をしております。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） ということは、消防長、その技術的にここしかいてないという考え方ですか。ほかはもう造れるから20者も指名に入れているんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（初村 久藏君） 消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） 20者の指名に参加していただいているのは、対馬市の資格者の登録が現在20者でございますので、その全てを入札に参加していただいている状況でございます。その中で、この仕様で入札をかけたら不参加というような状況で、この数者だけの入札執行になっているような状況でございます。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 様々な事情は分かりますが、聞きようによったら、あまりよく聞かえないんですね。私だけかも分かりませんが、辞退するような会社を最初から入れない。そうしてやらんと、形だけの入札をやってですよ、中身は整ってなかったらあまり意味ないんじゃないかなと。

ヤナセさんが云々言うわけじゃありませんが、毎回ここが落札するという事は、ほぼ独占に

近かったら、これはいろいろ捉え方があると思うんです。1者しか造れなかったら、1億円と言ったら1億円なんです。ここしか使っていないようにあったら、対馬消防は、半額にしてくれんかと言わんですか。あんたどこしかないんだからと言う。そのくらいあって私はいいいんじゃないかなど。そしたら説得力がありますよ。そういうふうな考え方に、次からなってください。よろしくお願いしておきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 答弁はいいですか。

○議員（13番 波田 政和君） いいです。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号及び議案第47号の2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第46号、財産取得契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第47号、財産取得契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第48号

○議長（初村 久藏君） 日程第28、議案第48号、訴えの提起についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） ただいま議題となりました議案第48号、訴えの提起について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

55ページをお開きください。

本案は、対馬市の職員が事務局を担っていた対馬観光活性化協議会が運営する公金を横領したもので、国家賠償法、第1条第2項に基づき求償請求を行ったが、請求期限内にこれに応じないので、裁判によって解決を図るため、相手方に対し、次のように訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、訴えの趣旨。本市が上記協議会に対し、損害賠償金として支払った、金、5,966万1,481円及びこれに対する令和4年5月7日から支払い済みまで、延滞損害金年3分を支払え。2、訴訟遂行の方針。必要がある場合は上訴または和解するものとする。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 何点かお尋ねいたします。

この訴えの提起というのは、裁判を起こすということでもいいんですか。何か難しい字ですけども。そういう形でいいんですね。分かりました。

裁判を起こすということであれば、いろいろなパターンがあるかと思うんですが、いつも話をされるように、国家賠償法第1条第2項による求償請求と、一般的には、当然、裁判は民法に沿ってやるんですけど、2つ目が民法の709条というのがあるんですが、不法行為による損害賠償というのがあるんです。これがほとんど地方公共団体はこの適用で行くようにあります。

それともう一つが、これはちょっと外れるんですが、地方自治法243条の2の2というのがあるんです。これも同じように地方自治法で決まっておいて、その職員の賠償がそこでできるんです。この3つのパターンがあるんですけども、まあほかにあるかもしれませんが、一般的にはこの3つだと思うんですが、3つのうちどれで裁判を起こすのか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 先ほど申し上げましたように、公権力の行使による公務員が起こした違法であります。そして、それは第三者、他人に与えた損害により、まずは公共団体がそれを賠償いたしました。

それによって訴求権を行使しまして、当事者に請求をしておるという状況でありますので、公

権力の行使ということにはっきり明確なものがございますので、民法709条の一般的な不法行為ということ、それから地方自治法243条2の2ということについては、ここでは該当しないものという判断をしておりますので、国家賠償法で訴訟を起こしていくことになります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） それなら、私が3つ挙げた中の一番最初の分で行うということですね。そうすると、この裁判をやるわけです。それと、訴える側が原告そして訴えられる側が被告になるんですが、この場合は、対馬市自体が原告になるのか、または、その訴訟の代理人、俗に言う弁護士ですけども、こちらでいくのか。市そのものがこの原告になるんでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

民法第133条の1項というのがありまして、我々としましては訴えの提起を、訴状を裁判所に提出しなければならないわけですし、対馬市が顧問弁護士に委任をいたしまして、法定代理人ということで訴訟を進めてまいります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そうですよ。そういう方法もあるかもしれませんが、今回は、相手側がかなり、被告側が、今後、被告になるでしょうけども、流れの中で内容的なものは十分に認めとるわけです。

そうすると、争う論点が見えないと思うんです。ならば、弁護士という形になると、またお金もかかりますんで、論点が争えない状態であれば早く結審すると思うんです。ならば、市のほうの顧問弁護士の力を借りて、訴状は原告、対馬市が作成をして、そして今後の裁判に臨むという方法が妥当だと思います。

それと、もしその弁護人に頼むとすれば、費用はいかほどかかりますか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） まず1点目の、裁判になりますと、裁判所から訴状を被告のほうに届けることになると思いますけれども、そうしたときに、相手方、被告のほういろいろ答弁書とか、いろんな意見も備えてくるということもありますので、ここは顧問弁護士のほうに委任をいたしまして、その訴状を提出して裁判に臨んでいくという方法で考えております。

それから、今回のこういった顧問弁護の費用でございますけれども、観光費のほうに顧問弁護士委託料ということで、192万4,000円を上程をさせていただいております。

○議員（14番 小宮 教義君） 分かりました。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 1点だけ確認をさせてください。

今、訴訟ということで、対馬市が原告となって訴訟が行われるということは分かりましたが、今、この答弁等は、横領した職員が所属していた観光交流商工部の部長が答弁をしてあるんですが、対馬市としての訴訟事務はどこの部署が担当しているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 今回の不祥事の発端は観光交流商工部でございます。で、私、観光交流商工部の部長として、私のほうで、この裁判の形づくりをしていこうというふうに考えております。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 部長が答弁された趣旨は分かりました。旧職員がそこに所属していたから答弁をしているということですが、市の公務分掌といいますか、組織図の中で、法務的なこととか訴訟事務とかというのは、多分、総務部関係が本来ならば位置づけられているんじゃないかなというふうに、一般的には感じたんです。そういう認識を一般的に私たちは持ちますけども、あえて議会での答弁等は旧職員が所属した部長がずっと担当されるのかどうか、そのあたりの経緯については、市の中で検討された上でのことなのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、本来のことは、議員おっしゃられるように法務的なことは総務のほうを担当すべきことが多々あるかと思います。現に、台風等で損害賠償等の被害が起きたときは、総務の担当部のほうが窓口となって保険会社等とやり取りをするということになっております。

そういう中で、今回のこの職員の横領事件につきましては、総務部関係が全く関わらないということではなくて、総務部のほうも一緒になりながら協議を重ねております。

その中、今回、最終的に弁護士を立てて訴訟をするということにしておりますので、その事務的なことは、これまで準備をしてきた観光交流商工部のほうが、顧問弁護士のほうにその委任をするということで、今、その担当部署は観光交流商工部ということにしているところであります。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 市役所の中で、行政組織の中でそういう検討がなされたというならば、理解をできないことはないんですけど。やっぱり本来なら総務部の訴訟担当というか、法務担当のところがこの訴訟に入るなら、その段階からは弁護士との打合せ等は、事実関係がもうきちっと分かったわけですから、旧職員のいた担当部署よりも、訴訟の専門的なことについて

は弁護士との打合せ等もしやすいんじゃないかというふうに思うんです。

で、やはり観光交流商工部は事業をいっぱい抱えています。事業を抱えた部ですから、訴訟事務からは解放というよりは、そういう事業推進という点から言ったら、総務部のほうが人的にも担当もおられるし、弁護士等の打合せ等も日常されていると思うんです。

そういう意味では、なるべく観光交流商工部の負担を軽くして事実の確認だけにさせていただいて、本来の事業推進に当たるような配慮が必要じゃないかなというふうに思いますので、そのあたりは市長のお考えでしっかり組織の中の分担という意味では考えていただきたい。そうしないと、観光交流商工部、少ないスタッフでこれから事業展開する中で大変だということを思いながらの発言を私、しております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 大変ありがたい御提言というふうに受け止めております。

しかしながら、これまで観光交流商工部のほうで、この担当の弁護士等といろいろと打合せをずっとしてきたということもありまして、これが訴訟になるからということで急に総務部のほうに振っても、なかなかそこがうまく回らない可能性もあるということで、私、先ほど申しましたように、決して総務部のほうに関わらないということではなくて、常に協議の場には総務部も入っておりますので、これは一緒になってやっていくということで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 私も、全く同じことを質問しようと思ったんですが、やはり一緒になってではなくて総務部が、事務所掌としては総務部なんでしょう。であれば、総務部が決められたとおりにするのが当然であって、そもそも訴訟になることはある程度予想はできたわけですから、最初から総務部も入ってこの準備に取りかかるというのが、私が考える一般的な考え方かなと思います。

数年前、もう10年ぐらいになりますか、あのときも全く事務所掌にはなかったはずなんですが、三根の旧小学校のところの訴訟についても、峰の行政サービスセンターが行ったことがあったと思います。あれも、本来、総務が行うべきだったんじゃないかなというふうに今となっては思うんですが、やはりもともと事務所掌というのを決めてやっているのであれば、この前も労務管理をきちっとやっていかなければいけないということをおっしゃっていたわけですから、まずは決められたところが中心になってというか、やるべきだと僕は思うんですが、そのあたり、もう一度答弁をお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） こういった事例の場合に、どこがするというようなことは、はっきりとは決まっていないというふうに思っております。

ましてや、先ほども申しましたように、災害等で予期しないときに損害賠償等が発生した。そういうときは、総務部のほうが損害賠償の事務等は保険会社等とやっている。

ただ、今回の場合も、先ほどから申しておりますように、ただ顧問弁護士との窓口は観光交流商工部のほうでいろいろとやっておりますけれども、全く総務が入らないじゃなくて、総務も一緒になってこれはやっておりますので、今後もそのような方向でお互い横連携をしながら進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 分かります。協力してやっていくことは分かるんですけど、主管、主担当はどこだというのはしっかりしていないといけないでしょうということなんです。

もともと法務に関することというのは、事務所掌で総務と書いてあるわけですね。であれば、それを決められたとおりにやるというのが通常の組織の仕事の進め方じゃないのかというふうに、これ以上はまた、私もよく調べてから、今後のこともありますので話しますが、私が経験した、会社員等の経験からすると、一般の会社では決められたことをまず主管としてやるというのが当然だったというふうに感じています。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第48号、訴えの提起について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第49号

日程第30. 議案第50号

○議長（初村 久藏君） 日程第29、議案第49号、ごみゼロアイランド対馬宣言について、及び日程第30、議案第50号、気候危機を回避して持続可能なしまの実現を目指す宣言についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ただいま一括議題となりました議題について御説明申し上げます。

本件は、対馬市議会基本条例第10条第1号の規定により、都市宣言の制定に関し、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議案第49号、ごみゼロアイランド対馬宣言について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書57ページをお願いいたします。

ごみのない美しい対馬を実現することは、観光振興、ごみ処理に係るコスト削減や地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出削減、循環型の経済活性化等につながると考えております。

そこで、SDGs未来都市対馬市として、対馬、日本そしてこの地球の美しい自然を未来へつなぐため、ごみをゼロにしていく強い意思を示したごみゼロアイランド対馬宣言を行うものであります。

宣言の文案につきましては、議案書のとおりでございます。

宣言では、ごみ問題の現状を踏まえた上で、島内に発生するごみをゼロにしていく意思を示しております。

そして、対馬市SDGsアクションプランに基づきながら、市民、地域団体や企業等と連携し、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）のさらなる推進、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止等を実施し、島内で生じるごみと島外から流れ着く海ごみの両方の発生抑制に努めていくことを示しています。

続きまして、議案第50号、気候危機を回避して持続可能なしまの実現を目指す宣言について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書59ページをお願いいたします。

御存じのことと存じますが、気候変動が市民生活や産業等に与える影響は大きく、既に異常気象や農林水産物への被害、熱中症の増加等、多方面で影響が生じております。

今後、台風の強力化や豪雨の高頻度化、海面上昇による浸水などが予測され、気候変動は持続可能な島づくりを進める上で最大のリスクになると考えております。

そこで、SDG s 未来都市対馬市として、危機感と緊急性を認識し、優先的・重点的な対策推進の意思を示した、気候危機を回避して持続可能な島の実現を目指す宣言を行うものであります。

宣言の文案につきましては、議案書のとおりでございます。

宣言では、危機的な状況を踏まえた上で、誰一人残さず、いつまでも安心・安全に暮らせる持続可能な島社会の実現を目指して、気候変動対策に取り組む意思を示しております。

そして、今月末策定予定の対馬市SDG s アクションプランに基づきながら、市民、地域団体や企業等と連携し、温室効果ガスの削減と吸収による気候変動の緩和策と、既に起きている気候変動による影響を和らげ、あるいは起こり得る影響を回避する適応策の両方のアプローチから気候変動対策に努めていくことを示しております。

以上で、議案第49号並びに50号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから、2件について質疑を行います。質疑はありますか。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 今、提案のあった2つの宣言について、歓迎したいと思います。その後、少しお尋ねと要望といいますか、意見を述べたいと思います。

歓迎しますと言いましたけど、もっと早く出すべきではなかったのかという感じがいたします。

ごみゼロアイランドについて、私は会派代表質問の関連で、令和2年12月の質問でごみゼロの宣言をということを質問いたしましたら、市長はこのように答えられました。

「海ごみゼロの宣言ということにつきましては、これは前を向く、本当にいいことだというふうに私自身も思いますので、ほんとうにこれは前向きに、そしてまた県や国ともいろいろと協議を重ねながら実行に移していきたいというふうに思います」と、こう答えられました。

確かに、関係機関等との協議は必要だったろうと思うんですが、普通、市長が本会議でこのような答弁をなさったなら、関係部署はそれを受けて、その実行に移すべきじゃなかったのか。それから約1年半近くなりました。内容的には歓迎しますが、そういう意味では対馬市の、やはり行政の中での具現化という点でこれだけかかるのかという素朴な疑問がありますので、そのあたりについてお考えがあればお聞かせください。

それから、内容についてはまさにそのとおりだと思います。その中でも、対馬がいかにも、特に海ごみに悩んでいるかということ誰かが知っているわけで、全国でも一番たくさん海外漂流ごみが漂着し、これは市長もいろんな会議等で全国的にも発信してあります。いわゆる海ごみの防波堤だというふうな呼び方までされている対馬の現状等を、やはり文言の中にも入れていただいたりしたほうが、全国にもアピールしたり、市民にもアピールするんじゃないかというふうに感じますが、そのあたりはもう少し文言等を吟味する必要はないのかということを感じます。

それから、もう1点が、最後のところでありますけども、ごみのポイ捨てや不法投棄、これは対馬島内島民が出すごみについてですね。このことについては、これまでの議会でもたくさん指摘がありましたし、市民の良識ある人たちは、対馬島民としてポイ捨てや不法投棄、恥ずかしいなど思っている方は多いと思います。

それで、この機会に宣言を出すに当たって、市としては市民に啓発といいますか、意識してもらうためにはいい機会だと思うんですが、そのための何か計画なり、デモンストレーションなり、何か考えてあるかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、50号についても、これも同じく私は、先ほど言いました2年12月の会派代表の関連質問でこのことも指摘をしました。これも、遅いんじゃないかなと、もっと早く出せるんじゃないかなというのは、隣の老崎市は2019年の、3年前にはもう出しました。これ、全国で最初でした。

そういう点からも、少し時間がかかり過ぎたんじゃないかなという懸念をします。このことについては、早いか遅いかは受け止め方ですから、そこはあえて問いませんけども、やはり行政の中での取組、これからも含めて素早い動きということ意識していただけるためにあえて申し上げました。

そして、この中で中盤ぐらいのところにこうあります。SDGs未来都市である対馬市は、誰一人取り残さず、いつでも安心して暮らせる持続可能な島社会の実現を目指すということがございます。まさにそのとおりなんですけど、私、最近こういうことを聞きました。

ある障害のある方が、いわゆる洪水なり、あるいは地震なり、島は地震の機会は少ないと言いながらもこれもあるわけですが、特に台風、洪水とかいろんな災害のときに障害を持った方々あるいは高齢の方々の避難ということについて、市としてどういうふうな体制が取れているか。このことは、地域ぐるみの避難とか、そういうことも含めて、この機会にぜひ市民にも徹底していただき、安心していただくために必要かと思いますが、そのあたりについて何か、この機会にお考えがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 最後の質問、ちょっと今のところはいろいろ多岐にわたっておってから分かりませんので、また後で教えてください。

まず、もっと早くこの宣言ができなかったかということでございますけども、このことにつきましては、前回の議会のほうでも答弁をさせていただきまして、今、SDGsアクションプランをつくっている。これと整合性を持たせるためにということで、これまでちょっと遅れた次第であります。

それで、今もちょっとパブリックコメント等もまとめているところでございますので、このSDGsのアクションプランも、もうしばらくすれば市民の皆様にお知らせができるものというふうに思っております。

そして、2点目のこのごみゼロアイランド関係の内容等をもう少し発信してはどうなのかというようなことであったかと思えますけども、これも実は今、大阪の関西経済同友会の方からプラスチック革命という本が届いておりますけども、この中に対馬市のこの海ごみ問題、そしてプラスチックごみの再利用化問題等が記載されております。

そしてまた、この方が2025年だったと思えますけども、大阪の国際万博博覧会ですか、ここに対馬のごみ問題をテーマとしたブースを設けたいというようなことまでいただいておりますので、このことも今後、協定等を結びながら対馬のごみ問題の発信について力強く進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、ごみのポイ捨て問題については、これちょっとまた、担当部のほうから答えさせます。

4点目が、ちょっと私もいろいろ書きよったら意味が分かりませんでした。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、舍利倉政司君。

○市民生活部長（舍利倉 政司君） 不法投棄の対策等についてお答えいたします。

皆様、御承知のとおり、島内、この不法投棄ごみ、道路上にやっぱりたくさんあります。現在2名雇用いたしまして、毎日市道等のパトロールをしながら、軽トラックに大体いっぱいになるぐらいまで、毎日回収をしております。拾ったところ、また行けば、また落ちているというような悲しい現状がございます。

今日までも、CATV等を活用いたしまして、現地の取材をしていただきまして、現状を見ていただくと、そういった機会も今後も継続してやりながら、あとはやはりこのアクションプランでうたわれますように、やっぱり今何ができるのか、何をやるべきなのか、やはり正義が問われているというところがございますので、市民とともに一緒になって今、6月の頭は清掃月間、環境月間ということで大掃除を皆様に御尽力いただいております。こういった機会をやはり今後、関係部署等とも協議しながら、機会を増やすことが1つの方策になっていくのかなと、まずはその現状を皆さんが知るということが大切じゃないかなと考えております。

今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 1点だけ、障害のある方や、それからお年寄りを含むとか、弱い立場の人たちの災害時の避難の在り方とか等を、地域ぐるみを含めて、やはり徹底すべきじゃないかなと思えますが、そのあたり、不安を持っておる方、結構おられますので、そのあたりに

対しての対応は、この際、この宣言を出される中で何かお考えがあるかというのが漏れていたか
と思います。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ちょっと、障害のある方がどのような避難をするかとか、そういった
ことでよろしいのでしょうか。

要は、最終的に誰一人取り残さない、ここを強くこれからも言ってまいりますので、やはり
互助の精神等を活用しながら、できる限りの障害者対策と申しましょうか、このごみゼロ宣言じ
ゃなくて、例えばこれはSDG sの宣言のほうになろうかとは思いますが、ここら辺で併せて
障害者対策等も進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 先ほど、市長のほうからSDG sアクションプランについては、
今、パブリックコメントを募集中で、それをまとめたのも、もうしばらくしたら公表できるとい
う話だったんですが、これ5月18日から6月17日になっています。パブリックコメントの募
集期間、ホームページを見たらそう書いてあります。

本日、6月14日にこれ一応、この2つの宣言について一括採決されようとしているわけです。
そうですね。今から諮りますけども、議運の中ではそういうふうな形で今、進んできています。

となると、間に合わないじゃないですか。パブリックコメント、17日にしたって。これ、地
方自治法の第96条の2項で、これは対馬市議会の承認を要する宣言になっているわけです。こ
の宣言には、議会の承認を要することになっているわけです。

ということは、ここで決定したものをその後、幾らパブリックコメントが出てきたって変えよ
うがないじゃないですか。

SDG sアクションプランのほうはまだ出来上がっていないです。だけど、この2つの宣言に
ついては、もう今日ここで決定したら変えようがないじゃないですか。議会で議決、もしこれが
可決したとしたら、そうですね。パブリックコメントをいただいたとしても、それを生かすこ
とができないと僕は言っているんです。

であれば、このパブリックコメントの期間の設定について適当であったかどうか、そのあたり、
答弁をお願いします。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） すみません、私もパブリックコメントの期間はちょっと
今、はっきり把握していないんですが、そのパブリックコメントはあくまでもアクションプラン
の内容のパブリックコメントでございまして、その宣言の内容についてのパブリックコメントま
では求めているというふうな認識を持っておりまして、アクションプラン自体がそもそも市民

のワークショップであるとか、十分、市民の意見も反映したつもりでもございますし、それに専門家の意見、大学の教授であったりとか、対馬にずっと関わってくださっている九大の先生方とか、その先生方の専門的な意見を加えて策定して、この前、全協で議員の皆様にも報告をさせていただきましたので、内容の修正については微修正的なものしかないのかなというふうな認識を持っておりますので、この宣言とそのパブリックコメントはちょっと違うのかなというふうな認識を持っております。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 要は、この今日お示いたしました2つの宣言は、SDGsアクションプランと連動するものではありませんけども、先ほど私も説明を申しましたように、SDGsのアクションプランに基づきながら市民、地域団体や企業等と連携して、温室効果ガスの削減や吸収による気候変動を緩和していくということでございます。

あくまで、このアクションプランと連動しながらやっていこうというごみゼロ宣言というふうな捉えていただければというふうに思います。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） いつも話すところなんですけど、見解の相違というところで受け止めておきます。

やはり、私はこういうものも、しっかり皆さんに知らせていこうというのであれば、パブリックコメント等、これ宣言するのはどちらに、誰に向かってするのかということです。

まず、社会に向かってすることが1つだと思います。社会に向かって、対馬市はこういうふうに行くんだというのであれば、市民にも理解してもらわないとこれが実現できないわけでしょう。

であれば、市民に対して宣言するという部分もあるじゃないですか。このことについて、私はこの期間でよかったかなというふうに思いましたということです。

見解が違うようですので、もうそこは、それ以上は結構です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第49号、ごみゼロアイランド対馬宣言について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、気候危機を回避して持続可能なしまの実現を目指す宣言について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、午前10時から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時34分散会
